
平成26年 第2回 築上町議会定例会会議録 (第3日)

平成26年6月10日 (火曜日)

議事日程 (第3号)

平成26年6月10日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員 (15名)

1番 工藤 政由君	2番 小林 和政君
3番 宮下 久雄君	4番 西畑イツミ君
5番 西口 周治君	6番 塩田 昌生君
8番 丸山 年弘君	9番 吉元 成一君
10番 武道 修司君	11番 塩田 文男君
12番 工藤 久司君	13番 中島 英夫君
14番 田原 宗憲君	15番 信田 博見君
16番 田村 兼光君	

欠席議員 (なし)

欠 員 (1名)

事務局出席職員職氏名

局長 木部 英明君 総務係長 脇山千賀子君

説明のため出席した者の職氏名

町長 新川 久三君 副町長 八野 紘海君
教育長 進 俊郎君
会計管理者兼会計課長 麦田 厚子君

総務課長	……………	則行 一松君	財政課長	……………	八野 繁博君
企画振興課長	……………	渡邊 義治君	人権課長	……………	金井 泉君
税務課長	……………	神崎 一浩君	住民課長	……………	加藤 秀隆君
福祉課長	……………	平塚 晴夫君	産業課長	……………	田村 啓二君
建設課長	……………	平尾 達弥君	都市政策課長	……………	久保 和明君
上水道課長	……………	加來 泰君	下水道課長	……………	古田 和由君
総合管理課長	……………	松田 洋一君	環境課長	……………	進 信博君
農業委員会事務局長	…	西畑 尚幸君	商工課長	……………	中野 康弘君
学校教育課長	……………	繁永 和博君	生涯学習課長	……………	宮尾 孝好君
監査事務局長	……………	永野 隆信君			

質問者	質問事項	質問の要旨
武道 修司	1. 職員研修について	①職員研修はどのようにされているのか。 また新入職員の研修はどのようにしているのか。
	2. 築城基地周辺財産の利用について	①昨年3月に検討委員会で計画書をまとめたが、その後どのようにになっているのか。
	3. 道路整備について	①町営新開住宅横（城井側土手）町道とサン・スポーツランド浜の宮グラウンド入口の道路整備の考えはあるのか。
吉元 成一	1. 町営住宅について	①町営住宅の老朽化が進み、そのまま放置しておくと怪我をする危険な箇所が見られるが、どのような対策を講じるのか。
	2. 町職員について	①町職員が住民と応対する際の態度について問う。
	3. ジャンボタニシの駆除について	①ジャンボタニシの駆除について、どのような対策を考えているのか。
西口 周治	1. 今後の施策について	①少子化対策について ②高齢者対策について ③財政状況について
	2. 町長の考え方、方向性を問う	①一連の発砲報道について（住みたくなる街か） ②政治倫理審査会について
塩田 昌生	1. 防衛省からの交付金について	①金額は年間どれくらいか。 ②一般財源に入れているのか。 ③このお金は迷惑料と思うが使った地区を。 ④基地周辺の整備事業でライスセンターを稼動したが今後どうなっているか。
小林 和政	1. こどもは守れるか	①小規模校の実態と今後について 1) 複式学級は。 2) 学校行事は。 3) 学力は。
西畑イツミ	1. 築上町の将来は	①2040年までに築上町が崩壊の恐れありとの民間機関試算を町長はどう受けとめるか。対策は。
	1. 液肥について	①液肥を使っているが、安全・安心なのか。 ②抗生物質が含まれているのではないか。残留として残らないか。 ③分析したものはあるか。

質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
西畑イツミ	3. 築上町バイオマス産業都市構想について	①生ゴミの分別収集の実施の考えは。
	4. 教育委員会制度改革案について	①教育長の考えを問う。

午前10時00分開議

○議長（田村 兼光君） ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

ここで議長からお願いがあります。一般質問は通告制をとっていますので、通告に従って質問するようにお願いします。また、執行機関は、通告の内容通知を受けたなら、万全の準備を整え、責任の持てる的確な答弁を願います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（田村 兼光君） 日程第1、一般質問です。

これより順番に発言を許します。一般質問は11人の届け出があり、本日の質問者は6人をめどとします。なお、時間の余裕があれば質問者を追加しますので、御了承ください。また、質問は前の質問者席から行ってください。また、答弁を行う者は所属と氏名を告げて発言をしてください。

では、1番目に、10番、**武道修司議員**。武道議員。

○議員（10番 武道 修司君） おはようございます。通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず最初に、職員の研修についてということで、全体の職員研修はどのようにされているのか、また、新人の新入職員はどのような研修をされているのかをお聞きしたいと思います。

この数年、定年退職者がかなり多くて、新たに課長さんになられた方、係長になられた方という、役職につかれた方もかなりおられると思います。この二、三年、四、五年後には、それがもっと加速して、課長補佐の経験が1年、2年の方が、すぐに課長にとか、係長になったかと思っただけです。課長補佐にとかいうような人事をするような体制、今の年齢の配置を考えるとそのような状況が生まれてくるのではないかなと、そういうふうな状況を踏まえて、将来築上町を引っ張っていく職員の研修体制をどのようにされているのかをお聞きしたい。

特に、退職者が多いということで、新入職員も多く採用されています。その中で、新たに、即戦力というふうになるためにはそれなりの研修をやらないといけないというふうに思うんですが、その研修体制がどのようになっているのかをお聞きしたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議長（田村 兼光君） 則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 総務課の則行でございます。武道議員の質問にお答えをいたします。

職員としての一般的な研修につきましては、例年、大野城の市町村研修所によります、階級別

の職員研修を主に実施をいたしております。

具体的には、新任の課長研修、新任の係長研修、一般の職員研修、一般職員研修については3ランク、3つの階層に分けております。それと、新規採用職員の研修に参加をいたしております。昨年度には、43名が、この大野城の研修に参加をいたしております。

研修の内容につきましては、コースにより違いはございますけれども、自治体職員として必要な心構えや基礎知識、技術の習得から、管理者としての役割、組織の活性化のために必要なマネジメント能力の向上等を目指して研修を受けております。

特に、新任の職員の研修につきましては、前期、入庁後すぐになりますけれども3泊4日、また夏以降に後期といたしまして2泊3日の研修を、2回に分けて全員に参加をさせております。

前期の研修内容につきましては、入庁後当初ということで、自治体職員としての心構えや職務に必要な基礎知識、技術の習得を目的に行っております。主に、接遇、人権学習、地方公務員法、公務員倫理等について学習をいたしております。

後期の研修につきましては、実務を数カ月経験をしたということで、職務の遂行に必要な知識を習得するというを目的に、自治体の仕組み、対人関係能力の向上、ビジネスマナーと接遇、問題解決能力の向上等について研修を行っております。

そのほか、個別の業務研修のようなものもございまして、クレーム対応の研修、税に関する専門知識を学ぶ研修、文書作成事務、OA研修等、専門的な知識、技術の習得のための研修も行っております。これには、昨年16名が参加をいたしております。

なお、昨年度は、このほかに町独自の職員研修ということで、セクシュアルハラスメントの調査結果が昨年まとまりましたので、それに関しまして、40歳以上の全職員を対象に、ハラスメントの防止研修を2月27日の日に行っております。これには66名の職員が参加をいたしております。

このほか、昨年には、入庁2年目から5年目ぐらいの若手の職員10名を、6月4日から6日にかけて2泊3日で、規律、規則の遵守、そこを目的に、自衛隊の研修も初めて行ったところがございます。

各種の研修を通じて、職員全体のスキルアップを図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 武道議員。

○議員（10番 武道 修司君） 今お話を聞くと、すばらしい研修体制かなというふうに思うんですが、実際的に、それがどこまで身になっているのかというのが一番の問題だろうと思うんです。

研修の日にちをとってそれだけの対応をした。例えば電話の応対、窓口の応対、研修で習った

ことが実際できているのかという部分で、町長、副町長が見て、自信持ってできてると言えるかという、多分そこまでは言えないのではないかなと、特に電話の対応にしても、まず所属と自分の名前を言う、用件を聞く、これはもう、普通一般的にはどの企業でも最初に電話の対応とかで、はっきり言葉を言うとか、こういうのはもう基本的なところで、どの研修に行ってもお話をされることだろうと思う。

窓口にしても、大きな声で、相手に対して挨拶をする。実際、それが窓口でできているのかという部分で、やはり研修をしました、こういうような研修をやっていますというだけじゃなく、その検証をして、足りない部分をどう補うのかという部分でのさらなる研修をする必要があるのではないかなと。

特に新入職員、若い職員が手本として見るのは、やはり上の方、上の方が、電話の対応にしてもしっかり研修で習ったような対応をしていけば、そういうふうにするんだなと、若い職員もそういうふうになると思うんですが、上の方がそういうふうになっていなければ、そこまでしなくてもいいのかというふうになっていきますんで、その検証をしっかりして、どの部分が足りないのか、どの部分を強化していかないといけないのかということ、中身のある研修体制をとらないといけないと思うんですが、その反省点を踏まえての研修体制というのはどのようになっているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 研修は、総務課長が言ったとおり、たくさんやっておると思います。

それとまた、人事交流も、県との人事交流ということで、これも研修の一環でございますけど、職員を県に2年間派遣して、御指摘のことは、私も十分わきまえております。研修に行ってそのままに身になっている職員、多いんですけども、なっていない職員、おります、実際。

これで、後はどうするかという形で、本人の自覚を促し、そして、先輩が見本を示す。先ほど議員がおっしゃったように、いい見本はなかなかまねできないけど、悪い見本はすぐまねするんです。これをやっぱりちゃんとなくすような形にしないと、なかなか職員の資質の向上、一人でも対応が悪い職員がおれば、これは全体に見られるという形になります。

私のところにも、よっぽど我慢できないものが、電話で苦情かかってきます。それから、今、目安箱置いてますけれども、この目安箱にも苦情が入ってきます。できれば、具体的に中身を書いてもらえれば指導ができるんですけど、どこの課のどの職員がどうあるのかというのはなかなか明記してないで、ただ、こういう対応が悪いとか、そういう抽象的な形しか目安箱に入っていない事例が多いんです。だから、基本的には、電話でかかってきたときは、僕は、お名前教えてくださいと言うんです、そしたら指導できるんでということ。

そういう形で、私どもが気がついたところ、また副町長も気がついたところはそういう形でや

っておりますし、特に電話の応対、これはもう課長会議でも、私は、口が酸っぱくなるほど、課の名前と、それから何々課の誰々ですとはっきりして、御用件はと、そして、自分の担当外の場合は、アウトラインを聞いて、後で電話をさせますと、そこまでやりなさいということで指導はしてはいますが、なかなかこれが徹底できてない事例もあるようでございますので、あとは管理職である課長さんたちが気をつけながら指導していただくと、これが大事だろうと、このように考えております。

○議長（田村 兼光君） 武道議員。

○議員（10番 武道 修司君） 今町長が言われたとおりだろうと思います。ただ、現実的に、それがまだできていないとか、足りていないというふうに言ったほうがいいのかもしれませんが、さらなる指導、特に課長さんが見本を見せて、そのような体制づくりをやっていただきたい、もしその中で、この部分が足りないなど、この部分をもう少しやらないといけないんじゃないかということになれば、さらなる研修を考えて、その体制をつくっていただきたいというふうに思います。

それと、新たな職員が築上町で仕事をする、その中で、例えば、今さっき総務課長が言われたように、人権の問題とか、いろんな研修は確かにあるんだろうと思うんです。ただ、大野城に行って研修を受ける場合、一般的なものはあると思うんですけど、築上町独自の築上町の考え方に立った人権の問題やほかの福祉の問題、そのような研修を独自でされるという考えはないのか、一般的な部分だけで、果たしてこの築上町で仕事ができるのかという問題があると思うんですが、その点について、そのような研修体制はどのように考えているのかをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（田村 兼光君） 則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 総務課の則行でございます。

新任の職員につきましては、まだまだ職員になったばかりで、海のものとも山のものともわかりません。実際的にわからない中で職務をしていく、その段階で、急に、頭ばかりそういうふうな格好で詰め込んでいくということについては、負担がかかり過ぎるという面もあろうかと思っております。

役場の中では、人権の講演会とか、そういうものもございます。その分につきましては、課の中で何名出席というふうな、いろんな動員とか、そういうものもかかってまいります。その中で、やはり新人職員については対応してもらおうということで今考えております。

なお、先ほどちょっと申しましたけども、2年から5年という新人職員については、若干気が緩み加減になるという体質もございますので、そここのところの入庁後2年から5年の若手の職員については、いろんな面で今後検討していきたいというふうに考えております。

○議長（田村 兼光君） 武道議員。

○議員（10番 武道 修司君） 今回、なぜこのような質問をしたかということ、先日、人権関係の勉強会、その中で、福岡県の人権研究所の堀内さんという方からアイデアをいただいたというか、福智町のほうが辞令交付のときに、福智町自体は人権のテキストをつくっているようです。その人権のテキストを辞令交付のときに一緒に渡すと、勉強しなさいということで、辞令と一緒に渡して勉強していただく、研修とかしなくても、入った職員は、勉強せって言われた勉強しないといけないなということで、端から端まで読んでしっかり勉強されるそうです。

結果的には、その上に立っている職員さん、係長や課長さんよりも、下手したら新入職員のほうが情報を知ってたとかいうことがあるということで、入ったときに、案外といろんな知識がないときに、余り最初からどんとやると大変だというふうに言われましたけども、逆に、最初に入っていないから、基本的な部分を教える、情報を流す、それからそれを吸収するかしないかは本人次第という部分もあるんですけど、最初にその情報を流すということは大切じゃないかなというふうに思うんです。

特に、築上町の人権教育の啓発の基本指針、24年につくっています。こういうふうな物を皆さんが持っているかということちょっとどうかな、特に人権課長は机の中には当然入っているでしょうけど、皆さんがこれを持っているのかどうなのか。築上町の男女共同参画推進基本計画、こんな立派な本もあります。こういう物を皆さんが持っているのかどうなのか。

もとにあるものがあって業務ができる、特に人権問題、全ての課に共通する問題だろうと思うんです。人権課だけじゃなくて全体にかかわる問題だろうと思うんです。

このようなことの基本的な物を、やはり新たな入ってこられた職員に配って、全てこれを頭の中に把握せっていうのは無理な話なんですけど、こういうふうな考え方は築上町としてあるんだよ、築上町は基本的にこんな考え方をしているんだよということ、やはり最初にこういうような資料を配って勉強していただくということが必要ではないかなと、それが新たなスタートをしたときに、レベルの高い職員がそこでもう生まれているのではないかなと。

福智町は、辞令交付のときにというように話したんですけど、11月、新たな職員を採用します。そのときに内定通知を出されると思うんです。内定通知だから絶対に採用になるかどうかというのはわかりませんが、そのときに、築上町はこういうふうな内容で業務をしていますということで、こういうふうな物を配れば、半年間ないし3カ月間ぐらい読む期間がありますんで、その間に少しでも勉強していただいて、その情報を持って築上町に入ってくると、例えば大野城の研修に行っても、基本的にはこういうような考え方やけど築上町はこういうことやってるよねとかいう部分も出てくるのではないかなと思うんですが、前もってこういうふうな資料を配るといふ考え方はないのかどうなのか。

特に、築上町次世代育成支援後期行動計画って、立派なこういうような平成22年につくった物もあります。ほとんど皆さん、こういうふうな物を見ていないというふうなのが現状で、これがあるって、築上町の基本的な業務が遂行されているということを基本に置いて、そういうふうな研修とか、新入職員の人たちにその情報を流すということが必要ではないかと思いますが、その点について、課長で構いませんので、考え方を教えていただきたいと思います。

○議長（田村 兼光君） 則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 総務課、則行です。議員さん言われましたように、福智町では人権のテキストを渡していると、築上町については、今年度は、新人職員の辞令交付のときに「地方公務員とは」ということを書いた冊子を個人個人に渡しております。これをよく読んで役場の業務がどういうものなのか理解してほしいということは申し添えております。

ただ、言われましたように、いろんな計画資料、そういう物については、私のほうも気がつきませず、渡しておりません。今後、ちょっと内部で検討して、基本になる最低限の物については渡したいというふうに考えております。

○議長（田村 兼光君） 武道議員。

○議員（10番 武道 修司君） 毎年、いろんな資料が出てます。先日、平成26年度の築上町各課業務計画書という、こういうような厚い物も出てます。これは全職員がこの中身を見て、その中で、今年度はこういうふうな方向に進んでいくんだなということとされると思う。

こういうふうなものも、やはりしっかりと末端まで、方向をしっかりと知って一丸となって、築上町としてこの方向に進んでいくという、そのようなものをやっぱりやっていくべきではないかな、資料にしても、どのような段階で、どのように配っていくのかというのも、内部で十分検討して、同じ配るんであれば、効果のある配り方をしていただきたいなど、こういうような冊子をつくるにしても安い金額ではありません。生きた資料を、生きた使い方をやっていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

1番目の研修について、以上で終わります。

続きまして、築城基地周辺の財産利用についてということで、平成26年の3月で基本計画というものを出しています。その後、計画を進めていって、防衛省のほうとも話をされているというふうにお聞きをしています。

昨年の3月にでき上がった計画から、全てが進んでいっているとは思いませんが、進んでいっている部分、このような内容でどこまでの話ができてるとか、こういうような方向で今進んでいっているという部分があれば説明をお願いをしたい。

今回の一般会計の補正予算の中に、平和記念館というか、博物館というか、そういうような予算も上がっています。その部分についても、どのような方向で進んでいっているのか、将来的に

どれぐらいをめどに実行に移していくのかを教えてくださいというふうに思います。

○議長（田村 兼光君） 渡邊企画振興課長。

○企画振興課長（渡邊 義治君） 企画振興課、渡邊です。

まず、計画書を検討委員会のほうで取りまとめていただきました。内容は、昨日配付させていただいたとおりでございますが、計画書の中には、ハード、ソフト含めて、数にすれば28項目ほど御提案いただいて、計画が上がっております。全て着手はなかなか難しい面がございますが、取りかかるところについては、実施に向けて足を踏み出しているところでございます。

進捗状況ですけれども、航空館は後ほど御説明いたしますが、そのほかにつきましては、町道の下別府船迫線改良、路線変更が伴うものでありましたけれども、既に一部着手しておりまして、計画上の法線はまだ決定はしておりませんが、防衛局のほうと調整中でございます。

それから、航空交流館でございますけれども、この計画につきましては、なかなか施設ということになりまして、展示内容、運営方法等、かなり検討を要するところがございますので、25年度につきましては、昨日お配りした施設のあり方、いわゆるコンセプト、そういったものを報告をさせていただきました。

それに基づきまして、本年度運営計画、それから展示計画、施設の概要等々、もろもろの基本的な事項を、基本計画という形で取りまとめたく、今回、予算を計上させていただいているところでございます。

計画は、26年度中に基本計画を取りまとめまして、防衛局との協議もございまして、これを受けて、順調にいけば、次年度以降設計等にも取りかかれるのかなというふうには思っております。

ただ、めどとして何年度着工というのは、ちょっと今のところ申し上げにくいところでございますけれども、順を追って着実に進めていきたいというふうに思っております。

○議長（田村 兼光君） 武道議員。

○議員（10番 武道 修司君） 計画の中で徐々に進んでいるというふうなことなんですが、この計画を、そもそもなぜこのような話を進めていったのかという、ちょっと原点に戻っていただきたいと思います。

土地があるから何か利用しようとか、メタセの近くに何かつくろうかということが基本ではなくて、大もとは、東九州自動車道が開通をする、その中で通り過ぎていかれる町にならないように、しっかりとこの築上町に人がおりてきて、築上町でいろんな買い物をしたり、この築上町を利用していただくと、特に観光関係についても利用していただきたいなということで、それを一つの拠点として、築上町におりてきてもらおうと、蔵内邸もしかり、浜宮もしかり、その中で、そのようなものだけでは、築上町にはなかなか来ていただけないのではないかということで、一

つの目玉商品みたいな考え方でこの計画を始めた部分があるというふうに思っております。

東九州自動車道も、豊前の一部、開通ができない部分もありますが、基本的には来年開通をするということで、交通便はかなりいい状況が生まれてきました。

その中で、今の計画の進め方で、実際開通してしまった後に、この築上町に来ていただくというまでに、ちょっと年月がかかり過ぎるのではないかなというふうに思うんですが、もう少し早い段階で進めていくという、今現時点は予算も上がってますんで、流れとしては悪くはないというふうには思ってるんですけど、これから先、手を抜くことなく、防衛省とか、国・県のほうと十分話し合いを進めていきながら、一日も早い対応をしていくべきではないかなというように思いますが、その点の考え方、町長でも、副町長でも、方向性を考えていることがあればお話をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（田村 兼光君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） 交流館の計画の目的、武道議員がお話されましたように、東九州自動車における、築上町を素通りしないで、築上町に入っただけのような施設は何かないかという観点から、うちは築城基地があるという利点を生かしたまちづくりはどうだろうかということで計画を進めたわけでございます。

こういう交流館につきましては、知覧の平和記念館、40年で1,700万人ぐらい、今入ってきております。そしてまた、大刀洗も、年間十二、三万の方が大刀洗の平和記念館に入ってます。

そういうことで、築上町につきましてはの2つのほかにない利点というのは、滑走路にあると、いつでも飛行機が見れるという最大の特徴を生かした交流館ができればという形で、今計画して、今年度は基本計画を、建屋、どういう物をつくるかということを検討します。そして来年度は実施計画、再来年、早くて工事には進めたいなと思っております。

そのためには、防衛局に行って、借地、国有財産ですので、借地についての検討、そして補助金について、こういう交流館等の補助金は、今のところ防衛のメニューにはありませんけども、メタセをつくったときにまちづくり交付金というのでいただいて、メタセの杜、物産館はつくったわけです。

それにつきましては、ただ1回限りという前提条件がございまして、2回目ないという交付金でございましたけども、今回の計画は、物産館ということではなくて、基地を生かした施設であるということで、そういう交付金を、新たにメニューといいますか、つくっていただけないかということは、防衛局に話はしております。

調整交付金とか、再編交付金を使うというのは、ほかに使うとこいっぱいありますので、メニューになれば、要綱でも何でもいいからメニューにつくって、新しい交付金をいただきたいと

いうことは、今交渉はしております。

そういうことで、スピードはどうかということになると、着実に進めています。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 武道議員。

○議員（10番 武道 修司君） 着実に進めていっているということなので、このまま着実に進めていっていただきたい。いろんな方面から、防衛省のほうにも働きかけをしていただきたいというふうに思っております。

また、町道のつけかえということで、滑走路の先の橋をかけかえて、2車線になるのかなと思ったら1車線のままで、結果的に通りにくい道路で、行橋市のほうに新たな道路、ロームのところに大きな道路ができた関係で、案外と向こうを通られる方も多くなりました。ということは、メタセの横に出てくる人が少なくなったということなんです。

だから、メタセに寄るという機会がやっぱり少なくなっていくことを考えれば、このつけかえ道路にしても、早急に対応して、しっかりメタセのほうに寄っていただく、その中で、地域の産物を紹介していく、交流していただくというふうに持っていくべきではないかなと。

だから、このつけかえ道路にしても、早い段階で防衛省のほうと話をして、つけかえ道路をつけていただくように、これも早い対応でスピーディーにやっていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

回答を求めても、一生懸命やりますということでしょうけど、とにかく早い対応をお願いして、この質問を終わらせていただきたいというふうに思います。

最後に、道路整備についてということで質問させていただきます。

2カ所の部分を質問させてもらってます。1カ所が新開住宅横の町道の土手というか、堤防部分です、その上に町道が通っていますんで。それと、サン・スポーツランド浜の宮の入り口の道路、町道です。この部分について、町として何らかの計画があるのか、ないのか、現状の今の考え方を教えていただきたいというふうに思います。

○議長（田村 兼光君） 平尾建設課長。

○建設課長（平尾 達弥君） 建設課、平尾です。質問の道路としまして、城井川堤防道路、これは高塚10号線でございます、城井川の左岸を寺渡橋から浜の宮大橋まで行く道路でございます。

使われ方としましては、主に高塚地区の住民の生活道路とか、それと、10号線及び近隣地区からの中央公民館や体育館の利用を主にされてる道路となっています。

この道路につきましては、同じように城井川左岸、寺渡橋上流の道路については、高塚56号線ということで、10号線寺渡橋間の道路は、今現在、道路工事实施中ということになっており

ます。

それで、サン・スポーツランドの浜の宮グラウンド入り口については、高塚123号線です。これは、椎田高塚線から浜の宮グラウンドの入り口を経由しまして浜の宮海岸に至る道路ですが、これについても、八津田方面から、それと、先ほどの椎田地区のほうからの浜の宮グラウンドの利用を主に、それと体育館を利用するための通行が多く見られます。

この路線とも、幅員が3.5メートルほどで、一部車同士の離合が難しい区間があります。それで、公共施設へのアクセス道路ということで、道路拡幅による利便性とか、安全性向上についての事業効果は認めております。

しかし、今現在、新規箇所についての事業着手ということになりますと、地元の自治会、それとあと、いろんな他地区との調整が必要になりますので、今現在、すぐにといいわけにはいきませんが、これは事業効果としては大事な道路ではないかと思っております。

あと、城井川の堤防道路として、高塚15号線は兼ねておりますので、まずは第一番は、これは堤防ということですので、管理者であります県の県道整備事務所、こちらと十分協議を交えながら計画をしていくことが必要になろうかと思っております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 武道議員。

○議員（10番 武道 修司君） 町長も知ってると思うんですが、城井川の10号線から中央公民館までの間、堤防で、昭和20年代、もしかしたら30年代前半かもしれませんが、私の生まれる前の時期に堤防の工事をされてから変わってない箇所、40年代、50年代、60年代もあるんですけど、堤防をきれいにされています。でも、昭和20年代、戦後から変わっていない区間がある。1カ所だけなんです、それが。それが寺渡橋の下の部分から水源地の横、新開住宅のちょうど横の部分、井堰のある部分まで、その区間だけ、約200メートルぐらい、その区間だけが古い堤防になってる。

確かに亀裂も入っています。実際、大雨が降って水位が上がったときには、そこが一番低い堤防になりますんで、もう少し降れば堤防を越えるというふうな状況にもなっているというふうなのが現状です。

これ、県のほうにも、私も直接行って、ちょっと危ないんじゃないかというふうな話をしています。町道も通っていますんで、この部分は、高塚がとか、そういうふうな問題じゃなくて、基本的に県も含めて早急に対応を県のほうに要望していただきたいのと、町道もほうも、建設課長のほうから、住民もということがありましたが、中央公民館や体育館、浜の宮のグラウンド、観光の綱敷天満宮等々で、かなりの通行量があります。高塚の住民が使うよりも、その倍以上の利用者がほかのどこから来てるんじゃないかなということを見ると、そういうふうな観光とか、

いろんな町の施設の利用という面から考えても、早い対応していかないといけないのではないかな。

昔、あそこから、車が落ちて横転したということもあります。かなり危険な場所でもあるし、水源地の工事をした後も、道路の横の部分がアスファルトがかなり壊れて危ない状況にもなっています。特に、子供たちもかなり通るところなんで、早い対応を県のほうに要望していただきたいなと思いますが、その点について県のほうに話をする考え方はあるのかないのかお聞きしたいと思います。

○議長（田村 兼光君） 町長。

○町長（新川 久三君） 今の堤防道路、基本的には県のつくった堤防を道路として占用をさせていただいております。桜土手も一緒です、岩丸川と城井川の合流点すっとうありますけど、そういうことで、堤防を道路にしているところは全て占用させてもらってるというのが現実でございます。

そういう形の中で、地元の要望がたくさん地区計画の中で上がってくれば、当然、それはまた要望していかなきゃいかんだろうと思いますし、もし堤防が低いという形になれば、かさ上げをやってもらうという工事は、やっぱりやっていただかな、現実的に、地元の声そのような形で、堤防が危険だという形になって、堤防のかさ上げ、拡幅をやってほしいという形になれば、県のほうに、私どもも、当然町としてやっていかなきゃならんことだということでございますんで、ぜひ、地元のほうで、その声をたくさん出していただくということが大事じゃなかろうかなと、このように考えておりますし、また、関係自治会長、数カ所ございます、西高塚も多分入ってくるんじゃないかなと思いますんで、そういうことで、西高塚、東高塚、新開、それから椎田西、東あたりも入ってくるような状況じゃないかなと思いますんで、協議をしながら、一応要望していこうというふうに、今考えておるんですけど、今質問があったんで考えておるということです、実際これ。

だから、そういう形で多くの要望がないと、なかなか県のほうも要望はかなえられないという状況もございまして、危険状態というのを察知すれば、すぐに事業計画上げてもらえるんじゃないかなと、このように考えておりますんで。

私も、今指摘があって初めて気づいたところでございますし、ほぼ堤防は県の所有物ということで、道路拡幅というのは、なかなか町独自にはできないというのが現状ではないかなと、このように考えております。

○議長（田村 兼光君） 武道議員。

○議員（10番 武道 修司君） 道路の拡幅とか、地元からの要望とか、場合によっては、町施設に関して、利用するのにとという部分で道路の拡幅という部分を考えていけば、それは町独自で

やらないといけないということになると思うんですが、根本的に、昭和20年代の古い堤防、そういうようなリスクがあるようなところに関しては、これは県にやっていただかないといけない部分なんで、早い段階で、町長のほうから県のほうに、地元の声があるとかないとかじゃないで、住民を守るということでいけば、早い段階で対応していくべきではないかな。

もし内容がわからなければ、すぐに建設課のほうでも調査に行ってもらって、確認をして県のほうに要望してもらおうというふうにしないといけないんじゃないかなと思いますんで、そういうふうな点で、自治会長からもお話聞いていただいても全然構わないと思いますし、皆さんからのいろんな声は、多分同じ声だろうと思いますんで、その点を踏まえて、早い段階で県のほうに要望していただきたいというふうに思います。

それと、サン・スポーツランド浜の宮の入り口なんですけど、実際は高塚の住民というよりも、ほとんど外部の方の使われるケースが多いです。

ここでちょっと教育長にお聞きしたいんですが、椎田中学校の生徒が、野球、テニス等々で、よく自転車で行かれています。実際、高島ハイツというか、宗アパートというか、その横の道路を使って自転車で行かれてるのは御存じですか。

○議長（田村 兼光君） 進教育長。

○教育長（進 俊郎君） よく知りませんでした。

○議長（田村 兼光君） 武道議員。

○議員（10番 武道 修司君） 自転車以案外とよく使われてるんです。特に、野球のクラブやたまに陸上関係とかでも、よく自転車であそこ行かれてるんです。

ところが、自動車もよく通るんです。先ほど言ったように、幅員が、あそこはもう3.5ないと思うんです、3メートルぐらいだと思うんです。自動車一台やっとなんです。自転車があつて自動車を通ると、自転車が危ないような状況になってる。そこに町の施設があるんです。それも子供たちが通う、かなり危険だろうと思うんです。特に、2月、3月、梅まつりの時期は綱敷天満宮に行きますんで、綱敷天満宮も入り口の道路がかなり混むということで裏道を通るといいます。

その後、今度、貝掘りシーズンになって、皆さんも行かれたらわかると思うんですが、あの道路の横でさえざっと車をとめるような状況が生まれてくる、で、貝掘りに行かれてる。

そういうような状況がある中で、子供たちがあのグラウンド等を利用しているというふうな状況を考えると、教育委員会として、これまで町長がいつもむらづくりだからとか、地元からというふうに言われてるんですけど、教育委員会からも、町のほうに、あその道路整備をしてちゃんと子供たちの命を守ってくださいという要望を出すべきではないかなというふうに思いますが、教育委員会としてはそのような考えがあるのかないのかをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（田村 兼光君） 進教育長。

○教育長（進 俊郎君） 教育長です。子供たちの命を守る。子供たちが事故に遭わないようにするということは、教育にとって最重要課題です。よって、そのような危険なところがあれば、積極的に道路整備していくというのは大切なことですし、ぜひとも、これは要望していきたいと思っております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 武道議員。

○議員（10番 武道 修司君） 今初めて話を聞いて、どのような状況なのかということもまだ把握をされていない部分もあるかと思えます。

現実、いろんな部分を把握をされて、どの部分がどのように危険なのか、実際どれだけの頻度で子供たちがそこを通過しているのか、車がどのような状況で通過しているのかを把握して、教育委員会としても町のほうにしっかり要望を出していただいて、子供たちを守るという観点から教育委員会としても話をさせていただきたい。

その上で、町のほうも、地元からいき優先順位はそんなに上に上がらないです、そこまで利用頻度が少ないということになれば。地元は使わないけど、実際、町のいろんな人たちが使ってる、ということになると、地元の要望じゃなくて、これはもう実際使ってる人たちの要望でいかないと、ちょっと対応がまずいんじゃないかなというふうに思いますんで、そういう点を踏まえて、そういうような対応をしていただきたいと思います、町長の考え方をお願いします。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 実際、あの道路は狭いですよね、これはもう当然通行量が多いということで私も認知はしておりますし、用地ができれば、これは拡幅してもやぶさかではないというふうに思っております。

おおせのとおり、これはむらづくりでもなければ、町のスポーツ施設に通じる道路という形になりましょう、そして頻繁に多く通るといふ形になれば、当然、これは早く町の積極的な形で、私は拡幅、しかし、あの海岸線の道路つくったとき、私がちょうど建設課長のときにつくった道路でございますけど、あっこ保安林がちょっとひかかるんです。この問題で拡幅ができないところもあるかもしれません。

そういうことで、本来なら、あの部分を延ばすつもりでしとったんです。そしたら、こっち側に、椎田高塚線、こっちに回ってきたという状況があるんで、そこんともちょっと検討しながら、しかし、グラウンドまでは狭い道路ですので、何とか広くしたいなという気持ちは、私はありますんで、それは用地の協力を、また地元の方にさせていただかなければいけませんので、自治会長さん等々に相談しながら協力をしていただこうかなと、このように考えておりますんで、それは何とか実現をしたいと、このように考えております。

○議長（田村 兼光君） 武道議員。

○議員（10番 武道 修司君） 今前向きな回答ですので、教育委員会も、やはりそういうふうな施設等で、どのような状況が起きているのかという部分を把握して、町と一緒にあって早い対応をしていただきたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。

.....

○議長（田村 兼光君） ちょうど区切りがつかまりましたので、ここで一旦トイレ休憩をします。再開は午前11時からとします。

午前10時50分休憩

.....

午前11時00分再開

○議長（田村 兼光君） **吉元議員。**

○議員（9番 吉元 成一君） 町営住宅についてということで質問してありますが、町営住宅の老朽化が進んでおります。このまま放置しておくとかげがをする人が出るとか書いてますが、けがとどころじゃない死人が出る可能性もあるような、今の状況であるということを実際に把握できているのかと、それと、そういった箇所が何カ所ぐらいあるのかということと、今、町営住宅全体で何戸あって、どういう形で管理をしているのかということを担当課長にお伺いします。

○議長（田村 兼光君） 久保都市政策課長。

○都市政策課長（久保 和明君） 町営住宅につきましては、木造平屋住宅、これは耐用年数30年以上を過ぎておまして、空き家については、防犯上、順次取り壊しを進めております。今年度につきましても、20戸程度の取り壊しを計画しています。

それと、昭和50年代に建てられました2階建ての住宅でございますが、耐用年数45年ということで、まだ10年余りの残存期間が残っている状態でございます。2階建てにつきましては、室内につきましては、入居する際に修繕を行って入居してもらったり、また、入居中修繕する箇所がありましたら修繕を行っているという状況です。

ただ、2階建て室外につきましては、コンクリートの軒先部分、この亀裂による落下ということと、あるいは外壁の防水機能の低下による湿気の原因ということが一部見られます。

2階建てを中心には、軒先の亀裂調査を6年前に実施し、その際補修工事を行っております。現在の状況ですが、全体を詳細に把握しておりませんが、目視による点検で、新たに亀裂が生じている、そういう住宅があります。程度の差はありますが、7団地を確認しております。

今後としては、コンクリートの落下に伴う事故等による危険が入居者に及ばないように、未然に防ぐ措置を講ずる手立てをしたいと考えております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 吉元議員。

○議員（9番 吉元 成一君） 今課長から答えていただきましたが、軒先の落下について、何日前に課長見回りしましたよね、職員自ら危なそうなところは落とすと、こういうように聞いてますが、それは本当ですか。

○議長（田村 兼光君） 久保都市政策課長。

○都市政策課長（久保 和明君） 軒先落下につきましては、電源ケーブルを伴ったそういう屋根について、電源ケーブルと一緒に落ちたというような経歴があります。それにつきましては、即業者のほうに修繕をするように依頼しておりますし、その対応を行ってます。

簡単な軒先の亀裂につきましては、私どもの手で作業を行っている団地で行っております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 吉元議員。

○議員（9番 吉元 成一君） 先日、入居者から聞いたんですが、ちょうど僕通りかかると、住宅の軒先、玄関口にいっぱいコンクリートの破片があった、これどうしたんねとちょっと上見たら落下しとるんです。たまたま仕事から帰ったら落下しとったという状況じゃなかった、玄関開けたと同時にばさっときたと、危なかったと、こういうふうに言うてます。

そういったことについて、前の質問でも言いましたけど、住宅防音のクーラーの件で言ったことありますよね、覚えてます、そこの住民は帰ったらパンツ1枚で生活していると、家賃はちゃんと払いよるのに、住宅防音をしてもらっているのに空調機の取りかえができない、何でだろうかということ、私、1回したことあるんですけど、覚えてません。覚えてるか覚えてないか。

○議長（田村 兼光君） 久保都市政策課長。

○都市政策課長（久保 和明君） 政策課、久保です。それにつきましては、私は覚えておりません。

○議長（田村 兼光君） 吉元議員。

○議員（9番 吉元 成一君） 課長が課長のときはなかったということですか、引き継ぎもなかったんですか。

大体、そういったことが、困ったときにならないう家は、100%とは言いませんけど、住宅家賃もつかえてないような人が言うてくるんです。つかえてる方はちょっと遠慮がちに言うわけです。ちゃんと払ってるし防音工事もしてクーラーが10年たって故障してるんだと、もう手銭出してでもしたいという気持ちなんです。防音をしてるから防音の取りかえでできるんだということを知って、住宅係来て話してるはずですが、本人とか、何年前か前に。

夏になったらもう、最近気象が異常でしょ、猛暑の中で、あの低層建ての、2階建てのコンク

リートの住宅で、夕方家に帰ったら室ですよ、サウナみたいなもんです。そういったところでクーラーきかなかったらそういう状況かっていったら、戸を引っ張りあけて網戸にして下着1枚でないと生活できないというような状況の中でちゃんと家賃は取ってるわけでしょ。

これは公共の住宅だからちゅうことじゃないんですよ、民間のアパートじゃったら家賃払わないと追い出されます。ちゃんと支払いしているんですから、そういった面の対策について、住宅管理について、あなた方は日常生活の中で、椅子を温めるんじゃないくして、前から口を酸っぱくして言ってますけれども、町内全域、住宅、何カ所あります、何百戸あります。築上町の中、何戸取り壊しました。今把握できてますか、答えてください。

○議長（田村 兼光君） 久保都市政策課長。

○都市政策課長（久保 和明君） 都市政策、久保です。現在、町営住宅は、管理している住宅は858戸あります。

それ以前に取り壊した住宅につきましては、正確な数はわかりませんが、木造平屋を中心に30戸程度取り壊しをしたと思います。建てかえによる取り壊しは別といたしまして、新たに取り壊したのは30戸程度と思われま。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 吉元議員。

○議員（9番 吉元 成一君） 住宅法変わってないんですよ、変わってないんですよ、ずっと、ここ何年か、10年ぐらいの間、変わりました。小さなことは別にして変わってないと思うんですが。

私が昔質問したときに聞いてたのは、例えば、10戸取り壊したら、10戸建てかえないかん、住宅を供給するためにそういう法律があると思ってたんですが、その点どこか変わりました。もう取り壊したらそのまま建てかえんでいいんですか。

○議長（田村 兼光君） 久保都市政策課長。

○都市政策課長（久保 和明君） 都市政策課、久保です。住宅の取り壊しと建てかえにつきましては、町のマスタープラン、住宅の管理のマスタープランを立てて、その中で計画的に動いてるということでございます。

南別府等の取り壊し等につきましても、一丁畑のB棟の新設建設と新開の団地の取り壊し建設等の、そういった計画が上がっております。

それと、先ほど申されました防音クーラーの件ですが、現在、町では一応10年以上たった空調機については、国のほうに申請して、故障した機能を復旧できない空調機については、申請をして取りかえることができますが、予算の範囲内で、申請してから一、二年かかりますので、その間、町として管理するということで、夏場のことでもありますし、エアコンの修理につきまし

ては、うちから調査することはできませんが、入居者からの要望がありましたら、それについては故障の修繕ということで対応しております。

○議長（田村 兼光君） 吉元議員。

○議員（9番 吉元 成一君） うちのほうからはどこが悪いですかという問い合わせは難しいというように受けとめたんですけれども、でも、料金の滞納をしていたらきっちり取り立ての文書が行くじゃない、何か住宅に入居していて困った点はありませんか、どういった点が悪いんですかと、住んでない方はわからないと思うんです。

あなた方が担当者ですから、それぐらいの思いやりがあってもいいんじゃないかと思うんですけど、今後どうします、します、しません。

○議長（田村 兼光君） 久保都市政策課長。

○都市政策課長（久保 和明君） 都市政策課の久保です。団地の管理につきましては、団地の管理人という制度で、うちのほうでいろんな団地内の要望につきましては、町に上げてもらうようには、そういう指導はしておりますが、なかなか1軒1軒回るのはちょっと難しいとありますが、極力、1年に1遍ぐらひは1団地回るような体制をとればとっていきたいと考えております。

○議長（田村 兼光君） 吉元議員。

○議員（9番 吉元 成一君） 今言われたように、管理人さんを指定しているということで、手当てか何か出してるわけですか。それは、町全体を、あなた方が1軒1軒回るとは非常に難しいということですが、八百何十戸回するのに半年も1年もかかりやせんと思うんです。職員何人います、担当職員が。課長、あなたが行くのが一番いいんでしょうけど、部下はいるわけでしょ、住宅管理の。いませんか、いるんでしょ。

それと、築上町の悪いところ、いつも皆さんが一般質問して指摘するのは、全部逃げ口上なんです。町民からとつても、我々からとつても。

管理人を雇ってますから、管理人にやってもらいます。じゃあなた方、月に1回でも、管理人のところに、困ったことありますか、何かないですか行って行ったことありますか。あなたが課長になってから行ったことありますか、各管理人のところに。

○議長（田村 兼光君） 久保都市政策課長。

○都市政策課長（久保 和明君） 都市政策課、久保です。団地内の要望等、いろいろ電話等でかかっていますし、きたときには管理人に要望等を確認したりつないだり、そういったことで管理人と接触しております。

○議長（田村 兼光君） 吉元議員。

○議員（9番 吉元 成一君） 久保課長、管理人と接触すりゃいいちゅう問題じゃないんです。こんな軒先が崩れて落ちる、あっちゃいかんことですが、もしそれを直撃を受けて亡くなった

りしたら、どこが責任持つんです。誰が責任をとるんですか。

ちゃんと家賃もいただいているわけですから、1団地に対して、無理は言いません、月に1回行けどか言いませんけど、何かないだろうかというぐらいの、時間があればちょっと、築上町内です、今回はこの団地とこの団地、担当者に行かせましょと、何か困ったことはありませんかって言ったら、どうせ言うてもしてくれないからって言うてこんのが結構多いんです。でしょ、クーラーの問題でも頭抱えちゃったけど、できた後はしてくれん、自分でするしかないじゃろ、こういうことなんです。

私どもも、議会で来たときは、夏は涼しいし、冬は暖かいし、職員の皆さんも席についたらそうでしょう。特に、築上町みたいな田舎では、農作業に行くか、土木工事で働くとか、汗かいて帰ったら、家の中はサウナみたいやったと、これは個人の家ならしょうがないでしょう。しかし、家賃をちゃんと払っている公共の住宅です。あなたはその管理の責任者なんです。

管理人にお願いしておると言うけど、そう言うから突っ込まれるんです。そうですね議員さん、こうですね、私も頑張ってみます言うたら、何が出ますちゅうの。

前向きな答えを全然出してくれないから、答えまで教えにゃいけんですか、僕が。

聞いてみらんですか、新開住宅にしる、平屋の木造の耐用年数が過ぎ去ろうとしている住宅なんかも、建てかえたら家賃上がるから今のままでいいや、でも修理はしてほしいんです。家賃に見合った修理はすべきだと思いますが、その点についてはどうお考えですか。

○議長（田村 兼光君） 久保都市政策課長。

○都市政策課長（久保 和明君） 都市政策課の久保です。修理につきましては、家賃払って入居されている方がおりますので、身体に危害が及ぶようなことになる、そういうことがないように、そういう修理は適切に行なっていく必要があると考えております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 課長、これね、聞かれたことにちゃんと答えんで、あんたがいろいろ言うていくから、またこっちがそれについて質問していくわけ、あんたのはっきりした判断ができないんなら、上の町長おるやない、町長にかわって答弁してくださいと言いさえすりゃ、前に行くんじゃから。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 危険箇所、これはあってはならないということで、ひさしが落下した件は、これは点検させておりますし、今後、耐用年数が、2階建ての分がほとんど古い物になっております。これはこれで、要望調書等々をとりながら、建てかえるべきものは建てかえていかなきゃいかんだろうと、危険な場所に住まわせるわけにゃいかんから。

そして、もし建てかえの前に移転がきくんであれば、今空いておる住宅への移転をしてもら

とか、いろんな方策を皆さんと話し合いながら、当然、あと10年したら建てかえにやいかんという形になろうと思うんで。

その中で、今、需要と供給というのは、昔建てた部分は全部建てかえるという形にはいかないという状況になっております。需要数のほうが少ないという状況でございまして、現在、住宅に入っている方の家は確保するという形の中で、ちゃんとやっていかなきゃいかんと、危険な物に住んでもらうわけにやいかんから、話し合いをしながら他の住宅に移ってもらうとか、そんな話もしてまいりたいと、このように考えております。

○議長（田村 兼光君） 吉元議員。

○議員（9番 吉元 成一君） 議長のおかげで町長が答えてくれるようになりました。

じゃ町長にお伺いしますけど、町長、選挙前になったら町政懇談会やりますよね。これはもう批判食ってます。何でかって言ったら、選挙の前だけやるんだと、こういうふうに言われてます。やっぱり常日ごろから町民の立場に立って、やっぱり築上町の内政をちゃんと見ていくというのが、あなたがたの務めであり、町民が選んだ長ですから、町民のために頑張っていただきたい、このように思いますが。

住宅も、入居者集めて、1年に1回ぐらい、どんな小さな苦情でもいいから聞こうとか、そういう考え、例えば建設業者の登録の問題で私が質問したときに、いわゆる今の建設業界、こういうふうに聞いてますと、だから、行政との話し合い、勉強する機会を持ったらどうかと、それは町長、前向きにやりましようと言って、いまだ何もないという状況ですから。言うだけならうどん屋の釜です。中身のないようなことをしてもらっても困る。

きょうここで、そういう約束をいただけるのかと。緊急にどうしても事故につながりそうところは先にやらなきゃいけないけど、そのほかに、まだまだ小さなことで困ったことがたくさんあると思うんですが、そういったことはできませんよ、できますよという答えを、やっぱり役場の責任ある立場で答えていただければ、話があっちの飛び、こっちに飛び、この人が言うたら、そりゃ無理よ、この人に頼んだらできたよというような話になるわけですから、できんことはできないと、できることはできるというような話し合いの場を、懇談会を、1団地単位で持っていたら、それは理想だと思いますが、町長、そういうお考えありますか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 直接全部僕が団地を回るわけにはいかんから、基本的には、小さな問題は、先ほど課長が言いましたように、管理人を通じて要望を聞いていくと、大きい問題があれば、それは当然出向いて行って説明をしながらやるという方向性は、当然、町として積極的にやるべきだろうと思って、今回落下事故があったということで、カンペラのところはいろんな意見聞く必要はあるかもしれません。

しかし、あとの全ての団地という形になれば、職員の人数等々、それから私も、町政懇談会等々、2年に1回はやっておりますので、ぜひその場に来てもらえれば話も聞きますし、それがかなわなければ、直接、私は、役場のほうに来てもらえば、話は何うように、アポイントなしでも、ちゃんと私は対応を、どなたが来てしておりますので、ぜひそういうふうに伝えてもらえればいいのではないかなと、このように考えております。

○議長（田村 兼光君） 吉元議員。

○議員（9番 吉元 成一君） 町長、町政懇談会、そういった場所でも行ってもらえるということですが、やっぱり僕らみたいに、こうしてしゃべる、要望する、住民の声の代弁者として、僕にならしてという選挙に出るような、ここにおる皆さん方はそういったことできると思うんですけど、もう言わんほうがええや、もう言うたってどうせ一緒よと、こういう住民が大半なんです。

町政懇談会の中に、自治会の役員さんとか、役場の課長連中全部並んで、形式どおりの2時間なら2時間切ってされたら、言いたいこと言えんようになります。裁判受けようようなもんやないですか。

やっぱり住宅は住宅で、身近な小さなことを話す議会、そりゃ町長にぜひ出てこいち言いよらんやないですか。例えば課長補佐でもいいんです。その団地に一番密着して、日ごろお話をするような職員、全ての皆さんがそうであってほしいんです、職員自体が。

次に、先ほど武道議員から先にやられましたけれども、その点も含めて職員の教育をちゃんとせないかん。たまたま久保課長がきょう矢面に立たされていますけど、これは産業課長であり、総務課長であっても、久保さんがどこに移るかもわからないわけですから、たまたま住宅管理ということで、きょう久保さんが私から質問を受けてますけど。

皆さんが全てにおいてある一定のことは答えられるぐらい、やっぱり幹部職員は勉強してもらいたいという心があって言いよるんです。町長、難しいことじゃないじゃないですか。全てに全部を時間切ってこうせっていうんじゃないです。

何か問題あれば、管理人通してくださいとかいうような、広報に載せるとか、住宅問題については。あるいは、封書で督促状出すように、何か困ったことあればこうですよという、1年に1回でも出したら、みんな納得すると思うんです。そういうようにして思いますがどうですか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 直接苦情等も、私への直訴もあります。例えば、猫に餌をやって、これをやらんようにやってほしいとか、いろんな相談がありますけれども、そういう場合は担当課のほうに話に行きなさいという話になるし、苦情で困ったことがあったという形になればちゃんと行くという方法はとっておりますし、基本的にはそういう方向性で、それはもう広報で、こういう議会で質問があったということで、苦情等々はぜひ直接でもいいから持ってきてほしいと。

それから要望、かなえられる要望、かなえられん要望というものが、これははっきりできないものはできないということで担当も答えますし、私も、当然、自分だけの要望であれば答えられない場合もございますし、全般的な形の中で、理が通っているなという形になれば、これは、要望予算の都合がつけば、それは実施するし、予算がなければ議会にお願いしていくという話になりましょうし、そういうことで、話は、私ども、皆さんから聞きたいし、皆さんもぜひ話してほしいと、このように思っておるんで、広報の中で、いろんな意見、住宅だけじゃないです、ほかの全般的な町政の問題でも私は結構だと、このように思っております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 吉元議員。

○議員（9番 吉元 成一君） しつこいようですけど、町長、猫の問題出しましたので言いますが、猫に餌づけしてるんです、かわいそうやからつて、それは人間好き好きじゃから、犬が好きな人もおりゃ猫が好きな人もいます。でも、公園の住宅の敷地内で猫を飼うことが正しいか間違ってるかということについては、本人は間違っていないと思ってると思うんです。物を言わん小動物をいじめてっち、こう言うんです、常に。あと言葉が出ないように職員責められるんです。担当になった職員、行きたくないなっていうも思うと思うんです。

だから、きっちり、そこの団地内におる方々に、猫の問題をきっちり解決するように行司したらどうですか、これは法的にはできません、できます。もしかしたら殺人事件起こるかもしれません、猫の問題で。そういう険悪な状態にあったことは事実です、過去において。

そういった意味からしても、やっぱり常日ごろから、町長、ちゃんと仕事をしてますけど、やっぱり時間があれば住民のところに行って、昔の時代劇じゃないけど、将軍が町民のところに行っている情勢調べるとか、そういう形でいいと思うんです。町長、アポロキャップかぶって、Gパンはいて、自転車乗って寒田から下ってみらんですか。なるほど、悪いとこ、町長が気がつかない、耳に入らんとこたくさんあると思います。

余りしつこい言うてもしょうがないんですけど、今後、そのことを頭の隅に置いて町政を執行していただけたらと思います。

次に、町職員の問題についてですけど、先ほどから武道議員のほうから質問がされてましたので、僕はもうほとんど言うことがなくなったなと思っておるんですけど。

僕がスーツを着て議員バッチをつけていくと、新人の職員も、ああ、あの人議員さんかなと見て、こんにちとはか言うんです。ところが、僕はあんまりかた苦しいの好かんから、Gパンはいたり、Tシャツで行ったりするんです。ずっと、支所あたり両端に事務所がありますから見よると、この人何やらちゆうような顔して見るんです。用事のない人は役所に来んのです。これは、上司がちゃんと教育をせないかんかと、そう思います。

当然、私が議員しよるから僕のこと知っとして当たり前やないかという意味で言ってるんやないです。町民の間では、愛想が悪いとか、あの職員はこうある、あああるちゅうのを聞きましたけど、今随分よくなりました。

しかし、原因は何かちゅうと、少なくとも、町政執行を監視する立場におる我々の名前も顔も知らんような状態、最初の合併したときは、新人の机の上に、あるいは両町合併したから議員さんの顔覚えてもらうために、議員の写真入り名前を机の上に持ってました。

新しい職員さんは、全く、ここ二、三年の職員さんで、こんな子がおったのかというような方もたくさんいると思いますし、職員間でも知らない人がいるんです。

少なくとも、新採用の職員ぐらいは、やっぱり議会に紹介するなりをしてほしかったなと、常々思ってます。

そういったことは、やっぱり町長がそこまで気が回らんのやったら、副町長が回らんのやったら、担当課長なりが、町長どうでしょうか、こういう機会を与えてくださいというぐらいのこと、あるいは自治会の自治会長会あたりがあるでしょ、総会とかいろいろ、そういうとこに顔出してもらって、やっぱり紹介するというぐらいのことをしないと、どこの誰かわからないんです。

特に、築上町に住む人はだんだん慣れてくるんですけど、町長、よく言いますよね、町民の税金を給料もらって、よそに税金払いよるち、そういう職員はなるべく築上町に帰ってきて住んでほしいと、これは町長の希望であり、我々みんなもそういう希望をしています。

よそに住んでるから、仕事以外に関係ないから、自分は言われた範囲をこなしたらいいんだという、今風の考えの方の人がたくさんいるということです。

それじゃ、普通の会社と違うんですから、町民のためにならないわけですから、ひとつ、また一から考え直して、職員の教育についてどうか方法がないか案を示してほしいんですが。

○議長（田村 兼光君） 則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 総務課、則行でございます。ちょっと私もいろいろ考えさせていたきたいと思います。

○議長（田村 兼光君） 吉元議員。

○議員（9番 吉元 成一君） 町長、そういうことですから、前向きに、総務課長が急に言われてびっくりということでしょうけど、いつでも振られるということです。町長一言も答えんでも担当課長に全部振ることができるわけですから、そこ座とつたらいいのが町長。

でも、皆さん方がいつ何どき町長になってもいいぐらいの、この職場におるとき頑張っていたきたいということですので、今後ともよろしくお願いします。厳しい目で見ております。

次に、ジャンボタニシの駆除について、今ここで言うと、もうタニシの駆除ができないような

状況になる時期なんです。大体、3月の議会で言わないけんやったかなと思うんですけど、つついたニシの姿、見方によりゃかわいらしいかもしれないけど、タニシの姿、ピンクの卵を見たら、今度議会で言わないかなと、担当課に聞いてみらんないかなと思うんですけど、町の担当課としては、ジャンボタニシの駆除についてどういう指導をしているか、お伺いをしたいと思います。

○議長（田村 兼光君） 田村産業課長。

○産業課長（田村 啓二君） 産業課の田村でございます。ジャンボタニシの問題につきましてただいま御質問がありましたが、改めて参考程度に申し上げますと、ジャンボタニシというのは通称でございます、正式には、スクミリングガイというのでございます。御存じのとおり南米を中心に生息して、暖かいところの、いわゆる草食を中心にした生き物でございます。

既にもう日本の、特に福岡県は、九州では一番、いわゆるジャンボタニシの汚染地域と言われている地域でございます。築上町も、その中でも、かなりジャンボタニシが生息している地域が年々広がっているわけでございます。

本来、暖かい地域のもので、日本の冬をだんだん越すようになりまして、越冬する能力を身につけて、寒い冬を、一番深いので、調査でわかってるのは、30センチぐらい潜って越冬してると、冬場に麦をつくっていない田んぼに関しては、ジャンボタニシの多いところについては、すき込みをしていただきたいというふうな提案をさせていただいております。

2点目は、ジャンボタニシの被害の最も大きいものは、田植え直後に、彼らが苗を食べてしまうという問題がございますので、現在の指導といたしましては、対策といたしましては、大体田植え後1週間から10日程度、浅水をして、彼らが活性をしないような体制をいたしますと、ほとんどタニシによる食害の被害が防止することができるということがわかっておりますので、この間、そういった提案なり指導を、農家の集まり等、あるいはJAを通じて、そういった指導をしてきました。

しかしながら、そういった指導を越えまして、ものすごい勢いで、いろんなところに、とりあえず水があるところは全て生息をしているというような状況でございます、もう一つ問題なのは、ものすごい繁殖力がございまして、年に数回卵を産みます。これによって大量にふえていってるといった状況がございます。

現在、農薬等もかなり開発をされましたが、結構農薬も高価なために、なかなか全ての農家がこれを使うということにもなっておりませんが、そういったジャンボタニシ専用の農薬についても、現在市販をされておまして、そういった紹介も現在しております。

しかしながら、生息地が、水路、排水路、圃場、それから河川まで及んでおりますので、これを、現在のところを駆除するという点についても、我々も非常に苦慮しておまして、農家の

側あるいは一般住民の方々から、大変指摘を受けておるところでございます。

唯一利点といえば、ジャンボタニシの数によっては、除草剤をまかずに除草ができると、いわゆる小さな雑草を彼らが、草食でございますので、1匹や2匹では無理ですけれども、除草効果があるという利点もございまして、そういったことをされている農家の方もいらっしゃるというところがございます。

いろいろ申し上げましたが、現在の段階では、産業課といたしましても、いろんな形で農家の皆さんと色々な話をさせていただいておりますが、このジャンボタニシを町内から一掃するということについては、現状としては非常に困難な状況もございまして、我々としては大変苦慮しております。

ただ、皆さんに当面お願いしているのは、とにかく卵を見つけたら水の中に落としてくださいと、卵の状態が水の中では生息しないということがわかっておりますので、稲にくっついたり、水路やいろんなところにくっついていきますので、それを発見したら必ず落とさせていただければということで、数をとにかくふやさないというところで、当面の関係者の皆さんと色々な会合の場で、そういった協議をさせていただいているというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 吉元議員。

○議員（9番 吉元 成一君） ということは、農家の皆さんにはそういった指導とか、いろんな話し合いをしてるということでもいいわけですよ。

しかし、問題は、農家の皆さんは大事な田んぼの米を食い荒らされる、苗を食べられる、そうすると死活問題にかかわる。十分わかっています。

しかし、ジャンボタニシの駆除のやり方は、そういったこともあるかもしれませんが、網ですくってますよね。皆さん見たことあります。網でタニシをすくって田んぼから出してる。

ここで、専門家の産業課じゃなくて環境課にお伺いしたいんですが、環境課長、ジャンボタニシを駆除する、田んぼに入れたい、そのときどうするかちゅうと、道路の上に集めたやつをほったらかして帰る。車が通ります。引きます。腐敗しますよね、俗に言う腐れる。このにおいのたまらんちゅうてみんなもう頭を抱えとる、民家の近いところでは。まだ甚だしいのは、よその屋敷に放り込んでるんです。

やっぱり、それは米も大事でしょうけど、それこそ人間性を疑われるようなことをやらせようとしないと、みんな困ってる。そりゃすごいです、異臭は、時期が来ると。もう少し、梅雨が明けたらすごいにおいし出します。

これはもう、網ですくった農家の皆さんの倫理の問題でしょうけど、それをされたほうは人間性だというだけじゃ済まんのです。

だから、ジャンボタニシを時期になるととります。稲食べられたら大変だからとる、当然でしょう。しかし、とった後の処理に仕方とか、そういった指導をしていただきたいんですが、何かいい方法ないですか。

○議長（田村 兼光君） 進環境課長。

○環境課長（進 信博君） 御質問にお答えします。当初、そういう事案がありまして、清掃センターのほうで処理できないかっていう質問がございましたが、処理能力等がございませんので、その処理については受け入れは難しいのではございますが、道路に散布するとか、そういう方法をとらないで埋めてもらうとか、そういう関係で周知したいというふうには考えております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 吉元議員。

○議員（9番 吉元 成一君） 産業課長の話だと、冬越しするために30センチぐらい潜る、冬眠すると言っていました。それじゃ死なんのじゃないですか。だから、潰して埋めるとかいうんならわかるんです。

そういったことも含めて指導もしてもらいたいし、まず第一は、防災無線がありますので、マナーを守りましょうと、確かに農家の皆さんも困ってるでしょうけど、地域の住民の皆さんが困るような、迷惑かけるような駆除の仕方はしないでくださいというようなことをやってほしいから、これ質問したんです。そういったことについて、町長どう思います。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、農家のモラルによって処理をしてもらうと、これがやっぱり一番いいんじゃないかなと思っておりますし、これどうなるのかな、肥料にもなるのかな、実際今度は逆に堆肥化していったら、そういういろんな工夫もあるんじゃないかなと思うけど、そこまで今まで考えたことないんで、今後、ジャンボタニシのとったやつの有効利用というのができればいいがなど、今考えております。

○議長（田村 兼光君） 吉元議員。

○議員（9番 吉元 成一君） 町長、あなたは今でしょうけど、地域住民の人はたった今なんです。きょうどうするかちゅう時期が来るんです。そりゃ町長、臭いですよ。道路、せつかくお金かけて舗装した道路にタニシばらまいたら、車通るから潰れます。日が照るともうすごいにおいんです。

だから、そういったマナーに外れた行為はしないでください。何とかビニール袋に集めて管理してくださいとか、あるいは、そういったことについて相談に来てくださいとか、そういった、防災無線で1日も早く、我々もじっとしていません、農家の皆さんに協力いただいていますということ、町民に知らせたら、駆除が非常に難しいということを産業課長も言ってますし、無理

には言いません、やっぱり前向きな取り組みをするということをお願いしたいと思いますし、ここにおられる課長さんや傍聴者の皆さん、議員の皆さんも、周り近所田んぼつくちよる人に憎まれ口言いたくないでしょうけれども、一言声をかけていただいたら幸いだなと思いますので、その点について努力していただけることを切にお願い申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

.....

○議長（田村 兼光君） それではちょうど区切りがつかしましたので、これで午前中の質問は終わります。再開は午後1時からとします。

午前11時45分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（田村 兼光君） **西口議員。**

○議員（5番 西口 周治君） 通告に基づきまして質問をしたいと思います。

まず、今後の施策について、今から先の話です、未来の話をちょっとお伺いしたいと思います。

まず、少子化対策、高齢者対策ということで順番に上げておりますが、まず一つ、うちの町の総人口と、あと年代別の人口を教えてくださいませんか。それに、去年とおととしぐらいの出生者数、子供が生まれた数、あと築城基地がありますので、基地に関与する住民、または営内者の独身の人たちの人数がわかれば教えてください。

○議長（田村 兼光君） 加藤住民課長。

○住民課長（加藤 秀隆君） 住民課、加藤でございます。西口議員の御質問にお答えいたします。

まず、年齢別人口でございますが、10歳ごとでお願いいたします。まず、0歳から9歳、26年の5月末現在で1,576人、10歳から19歳、1,707人、20歳から29歳、1,981人、30歳から39歳、2,129人、40歳から49歳、2,186人、50歳から59歳、2,290人、60歳から69歳、3,203人、70歳から79歳、2,684人、80歳から89歳、1,589人、90歳から99歳、348人、100歳以上の方10人、合計で1万9,703人でございます。

次に、出生者数でございますが、2012年度でございますが154人、2013年度、昨年でございますが、これは150人でございます。

次に、自衛隊員数でございますが、隊員数としましては約1,600人となっております、そのうち営内居住者の方、5月末現在で421人となっております。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 西口議員。

○議員（５番 西口 周治君） 今、1万9,703名という、当該町におられているわけなんですけれども、その中で、自衛隊さん、若い人が421人、この人たちは、恐らく18歳から30歳ぐらいまでの間だと思っております。そうすれば、当然高齢化率は非常に高い町というふうに考えられます。

そして、新聞報道が、私、これ出ですぐ切り取って手帳の中にずっと入れてたんですが、築上町が2040年には子供が産める女性の方が半減すると、今より。ということは、人口が愕然と減ってくるというふうな試算をされております。

それにつきまして、これが少子化、または高齢化はもちろんのことでございますが、それにおける対策をどのような対策をしているかを、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 先ほど指摘の2040年の人口、これが1万1,000人台と、これは、僕はちょっと信じられない状況です、実際。住む女性が築上町にいなくなって子供が生まれない。そんな推定誰がどこでしたんだという、僕は、そんな形でとぼけた推定値を出すなというのをお願いわけでございます。というので、2050年の人口が、日本全国では8,400万人になると、これは正しいかと思えます、実際。

しかし、個別に、築上町の人口、みやこ町の人口と、こんな数値が、今までの経過でこれはずっと当てはめられてきた形じゃないかなと思いますけれど、そして少しは推計が入ってるんじゃないかなと思われま。

だから、それはそれで、私はこの数値は信用しないということにしておるところでございます。

子育てということで、私はよその町には引けはとってないというふうなことで、例えば、隣の市の行橋市あたりに住んでる方は築上町うらやましいなということで、移り住んでいこうかという話、また実際来た話も聞いておりますが、まだまだやっぱり家のことだとか、いろんな形の中で、築上町に住みたいけど住めないという事情の方もおるようでございます。

そういう形の中で、これは、自衛隊を持っておるということで、調整交付金、それからあとは米軍再編の交付金、これを利用しての子育てということで、私は頑張っておるつもりでございますけれども、これはもう全国的な現象ではないかなと、きのうのテレビでも、東京のちょうど虎ノ門のビルが建ったということで、あそこも人口がほとんどなくなったということで、ある和菓子屋さんが嘆いとったんです。今後は住める東京にしてもらわな、東京はもう廃墟と一緒だと、住環境は。そういうふうに言っていましたけれども。今後は、住める住環境、それから銀座あたりも、人が住むというふうな、そういう風潮がどんどん出てきたというような形で出てきておりますけれども。

築上町は築上町としていいところがございます。田園風景、のどかな、住むのは非常にいい環

境でございまして、そういう形の中で、子供を持った皆さん、そのためにはやはり、何回もずっと
と言っておりますけれども、働く場所、これが必要だろうと考えておりますけど、一朝一夕には
これができてないというのが現実でございまして、いわゆるいろんな環境を整えながら、築上町
は住みよい町だというふうなことで、皆さんが移り住んできて安心して暮らせる町というのを
目指していかなければならないと、このように考えております。

○議長（田村 兼光君） 西口議員。

○議員（5番 西口 周治君） 町長、気持ちを述べるんじゃない、施策を聞きたいと言ったんで
す。だから、今どういうことをやっているのかということ、担当課長でもいいですと、だから、
築上町としては、高齢化に対してこういう施策をとってます。少子化に対して、子供を産ませる
ためにはそういうふうな施策をとってますというふうなのを聞きたいということです。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） これは、医療費を中学3年生まで、一応初診料を除いて無料にしてお
ります。それから、保育園の保育料、これも国の基準以下の保育料で措置をしておるところでござ
いますし、それから、各種の予防接種等々も、これはほぼ無料、ただしインフルエンザは違っ
たかな、そういうことでございますけど、子育てにはいろんな形で、それから児童館の制度も、行
橋あたりにないのをこれをどんどん充実させていっておるといふふうな形でございまして、子育
て事業というものについては、やはりさっき言ったように、防衛省の関連事業を充てながら充実
をさせておると、私は自負をしております。

○議長（田村 兼光君） 西口議員。

○議員（5番 西口 周治君） 私、ちょっと違うんです。住める環境、住む環境といたら、や
はり住宅なり、アパートなり、町営住宅なり何なり、例えば土地を開発して売るなり、そういう
ふうな環境がまずないとこに人が来いといっても、まず住むところがなけりゃ来ませんよね。そ
こに永住してもらいたいという気持ちがあるなら、そういう施策もするだろうけど、あくまでも
今町長が言ったのは、今現状、現存している町民に対する施策であって、これから外から呼び込
まなければ人数が減りますと、こういうふうに言ってるんです。だから、この町から出ていく人
が多くても入ってくる人はいまして、働く場所もありませんというふうな試算でこれは出ている
と思うんです。2040年の提言というんですか。

だから、これは全く信用しなくても結構だと思います。だから、信用しないするじゃないで、
ただ、その時点にどういうふうに向かっていってるのか。

今言ったように、0歳から10歳まで1,576名、割り算すれば157.6人、そうすれば一
昨年生まれた子供が154人、それからまた4人減って150人、恐らく来年聞いたらこれはも
う1個減って140人台になってるかもわかりません。これは自然に減っていってるんです。出

生率が少ないということは、当然ながらそれを加味してるんだと思うんです。

だから、信じる信じないじゃなくて、今の1万9,000人という人数を維持するため、それも60歳以下の人たちの今のトータル人数をどうやって維持していくか、老人を維持していくという世界じゃないんです。老人を維持して、現状の1万9,700人を維持していくんじゃないで、若い人たちがふえて、やはり亡くなっていく方おられますので、それをカバーして、どんだけ人口が減らないようにやっていくかというふうな施策をちょっと聞きたいんです。それではお願いします。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 総合的にはいろいろありますけど、基本的には、やっぱり働く場所をふやすと、これがやっぱり一番の形じゃなかろうか、そしてあとは、各種の子育て支援、これをふやしていく、それから住環境も同じです。これもそういう形の中で、雇用促進事業団の住宅も町が購入して、これ若い方が多く入っております、実際。

そういう形で、基本的には、公営住宅も当然必要です。公営住宅というのは低所得者のための住宅でございまして、民間とタイアップしながらマンションを誘致するとか、そういうのも必要でしょうし、誘致するには、いろんな道路の問題、いろんな学校の問題という形で整備は必要になってくるというふうになろうかと考えております。

○議長（田村 兼光君） 西口議員。

○議員（5番 西口 周治君） マンションを誘致すると、僕もマンションキュウサイ聞いたことがあります。築上町まで来ませんかと言ったら、行橋までしか来ませんとはっきりと断られました。土地がこのぐらいあるけど、マンションを建ててここに誘致してくれんかというふうに言いましたけど、そういうふうな返事が返ってきております。

やはり根本的には働く場所がないと、昔から僕言ってるんですけど、働く場所がなければ、働く会社の寮なり、社宅なり、そういうものを、この町、非常に住みやすい町ということですので持ってきたらどうかというの、私、椎田町のときから言いよったと思うんです。

だから、工場を1つ持ってくるには、非常な大変なエネルギーです。じゃないで、やはり人間を住んでいただいて、ここに住民税を落とさせていただいてというふうな流れの中だったら、当然ながら、今から先の行政運営もそこそこいけるでしょうけれども、人数が少なくなっていく、工場はほぼ来ない状態、合併してこんだけ年月がたっても1社たりとも来てない。

だから、そういう状態の中で、未来を見つめて、少子化は保育料がどうですよとか、中学生まで医療費がただですよとか言っても、そういう現状の問題じゃない。

生まれるためにはお金がかかる、結婚して生活するためのお金がかかる。働く場所はどこだといったら、やはり北九州とか、苅田、行橋、豊前、中津、そういうふうなところになって、そし

てどうしても近いところに行くんです。

だから、保育園に行くのも、豊前市の人が苜田に勤めているときには、ここの保育所に寄って行くとか、帰りに迎えに行き帰るとか、そういうふうな状況になれば全然人口はふえてこないというふうな状況になってくるんです。

だから、その辺じゃないで、抜本的な改革を、何かあれば聞きたいと思うんです。それで、ありませんか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 抜本的な対策といっても、それはやっぱり今すぐないかといっても、それはありません。

あるように努力をしていくちゅうのが、これは当然のことだろうし、相手のあることだし、これもちゃんと相手に築上町のことを理解していただいて、いろんな形で進出をしてもらおうと、今回、幸いにもホテルが1個来てくれるということになっておりますんで、これは東八田のルミエールの前でございますけれども、ホテルが来てくれるということになって、だから、少しずつ環境が、民活の環境、それから町でやれるもんは町でやるという形でやらなければならないと思っておりますし、町でやるのはやっぱりインフラの整備、光もやりましたよね、それから下水道の整備、これもやっぱり人が住むための一大社会資本の整備でございます、そういう形の中で、この築上町に人が集まってもらえるような、一朝一夕には僕はいかないと思います、実際。

それで、あとは地元の方も、経済活動をする人が頑張ってくださいと、これも一つの、築上町の人口が少なくなる要因と思うんで、議員も、いろんな形で、一応は不動産業やっておるようでございますし、そういう意味で、住宅の増設もお願いできればやってもらいたいと、このように思っております。

○議長（田村 兼光君） 西口議員。

○議員（5番 西口 周治君） 思いつ切り税金取られますからもうよろしゅうございます。

非常に、大変なのは民間だと思うんです。町であれば、全て買い上げてすれば、民間の人たちでも税金はかからないと、そういうふうな世界ですけど、民間が何もかにもしたら全て税金なんです。それで、そういうふうに大きい官舎みたいな物を建てたら、税金を減免してあげるとか、そういうのはないんです。

でも、企業と一緒になんです。企業が来るのも、ああいうふうな官舎みたいな物を建てるのも一緒になんです。人間がそんだけ住むんです、住民税が落ちるんです。企業が来たら、そこには確かに固定資産税から全てが落ちるとは思いますけれども、同じような状況でおって、企業は優遇するけど、民間はそういうふうな優遇はありませんというふうな、確固たる別枠ですから、だからお願いしますといっても、なかなか難しい面は多々あるだろうと思っております。

少子化と高齢化、高齢化率がすごく高くなるんですが、これから、やはり今の数を見れば、60歳代3,200人、これは町長も同じでしょうけども、団塊の世代というふうなところで膨らんできてるんです。その後の2,200人、2,100人と、その辺までずっと膨らんできてそれから一気に減っていくというところですけども、今度、高齢化率が非常に高くなって、若者が少なくなる、その場合、この町を誰たちが担っていくかといったら、やはりある程度頑張れるお年寄りというふうな世界になってくると思いますが、その辺の施策をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 高齢化社会、これはもう超高齢化社会ですよ、基本的には。そういう形の中で、現状はどうかという形になれば、非常に国のほうも財政的に困っておる。社会福祉で高齢者対策という形の中で、それで消費税も上がったというふうになっておるわけでございますし、そういう形の中で、やっぱり私も前から主張しておりましたよね、地域福祉、これをやっぱりどんどん助長していかなければいけないという、というのが、ちょっとした私本の中にも書いておりましたけど、まず個人の価値観、これをやっぱりちゃんと持ってもらうにやいかんということでございます。そしてまた家族の絆、そしてこの絆によって家族間の相互の助け合い、それと地域の連帯、これも大事だと思います。

昔はやっぱり連帯があったんですけども、今はこの連帯が壊れかけております。本町ではまだまだいいんですけど、都会に行けば、隣の人も全く知らない、というふうな形で地域の連帯が全くない地域が多ございますけれど、何分ここは、やっぱり昔ながらの地域の連帯というのが少しは細くなってきてるんですけど、まだまだ昔からのちゃんとした連帯はある地域が多ございます。

そういう形の中で、いいことはそのまま残していきながら、そしてあとはやっぱり社会システム、国がこれはやっぱり何とか変えてもらうにやいかんと思います、実際。現状のままの社会システムではどうしようもならんと、私は考えておるところでございますし、それらの問題がもう一回問い直される時が来ておるのではなかろうかなと思っております。

そういう形の中で、やっぱり個人的にいろんな考え方を持っておるけれども、これをある程度、価値観を大事にしながら、さっき申したように、家族、これやっぱり一番見直す必要があるのではなかろうかなと思っております。そして地域の連帯と。

そういうことで、日本が、一応、世界のどこの国も経験したことのないような、前人未至な形での高齢化社会を迎えてきたというのがこれ、そしてあと、韓国や台湾あたり、アジアも日本に続いてすぐこういう現象になってこようということで、多分、韓国あたりが日本の歩いてきた10年、20年後ぐらいを、日本は前よく言われとるんです、アメリカが歩いてきた30年後を

日本が歩いていくだらうと、まさにそのとおりで、だけどこの高齢化だけはアメリカを追い越してしまったという状況があるんです。

だから、この問題を、いかに世界に見本を示しながら、高齢者の社会を維持していくかという問題をクリアできなければいけないのじゃないかなと考えて、そういう形の中で、いろんな情報網も今発達してますんで、情報網を活用しながらクリアしていくという方法も一つはあります。

そしてやはり、地域の高齢化の推進員、今本町で元気生き生き教室、健康サロンやっております。こういうものをもう少し充実させた形で、地域の方が多く参加できるようなシステムをつくりながら、そして健康を持続させてもらおうと、そして医者が要らないような形になれば一番いい形になるんです。

そのためには、やはり本町は農業の町でございますし、農業の勧めということで、健康対策のために農業をやりませんか、そして、動いて食べてと、そうすれば一番健康の源だと私は考えておりますし、そういう形の中で、そういう施策を町の中で推進をしていくという方法がいいのではなかろうかなと、このように考えております。

○議長（田村 兼光君） 西口議員。

○議員（5番 西口 周治君） と、町長が言っておりますけれども、担当課長、今現在やってるようなことをちょっと聞かせてもらえませんか。

○議長（田村 兼光君） 平塚福祉課長。

○福祉課長（平塚 晴夫君） 福祉課の平塚でございます。先ほども言われておりましたが、3月末現在に、高齢者の単独世帯1,831世帯、高齢者の単独世帯比率が20.32%、今現在、3人に1人が高齢者と言われるような状況になっております。これが28年後には一番ピークになる、恐らく高齢化率も40%近くなるのではないかと思います。

その中で、築上町といたしましては、ひとり暮らしの高齢者の見守りの安否の確認とか、さまざまな取り組みを行っております。ことし、食の自立支援事業ということで、ことしから土日、祝日も、正月三が日はお休みをしますが、1年を通して配給できるような事業も行っておるところでございます。

そのほか、生きがい活動支援事業、軽度生活支援事業等々、いろいろな事業を行っております。

○議長（田村 兼光君） 西口議員。

○議員（5番 西口 周治君） 元気なお年寄りの方は、家におられて畑仕事をしたりとか、いろいろ散歩をしたりとかよく見かけます。でも、軽費老人ホーム、有料老人ホームとか、その他の老人ホーム系統に入ってる人もすごく多いです、はっきり言って。

歩けるけど、やはり一抹の不安があると、それとか子供が博多とか東京とかあの辺にいて、やっぱ親がひとりになったら心配だからということで、そこにお金を出して入ってもらおうというふ

うな状況が、今この町にもかなり出てきているみたいです。

確かに、ひとりで住まわれてて、何かあっても誰かが来なきゃ気づかないんです。それこそそのまま亡くなっていくという方もおられるでしょうから、そうなれば、そういうところに入っていただいたほうが、自分の親とか、そういうふうのだったら心配がかなり少なくなると思いますし、非常にいいことだとは思いますが、やはりこれからこの町、今言ったように、本当、高齢化率が40%台になっていくと、どうしても負担が若い人に強いられるようになってくると。

そこで、財政状況、これを聞きたいと思うんです。今の状況は、まだ合併して交付税もそれなりにいただいておられるということで、これからだんだん尻すぼみになってくると思うんです。

今、どのぐらい先まで検討しているかわかりませんが、例えば10年後、単純に10年後ぐらいで、どのぐらいまで落ち込むのかというのが知りたいんです。今約100億です、年間に使ってるお金が、一般会計だけですけれども。それがどのぐらいまで落ち込んでくるのかというのをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（田村 兼光君） 八野財政課長。

○財政課長（八野 繁博君） 財政課の八野でございます。今、西口議員の御質問についてお答えします。

平成23年度まで財政健全化計画というものを策定しておりました。それに基づきまして、23年度でそれが終わったわけなんですけれども、一応、その算定をもとにして、29年度までその計画を策定しております。

その中で、今現在と29年度を比べましたら、約、歳入で15億下がるような試算をしております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 西口議員。

○議員（5番 西口 周治君） 総体的に15億でしょうけど、3割自治の中の3割がどのぐらいまで落ちるかちゅう計算も大体出てると思うんです。その辺と、大体29年度の税金を納められる人たちの人口が、どのぐらいまでの試算をしているか、ちょっと教えていただけませんか。

○議長（田村 兼光君） 八野財政課長。

○財政課長（八野 繁博君） 一応、この算定をするに当たって、人口規模については25年ベースでということになっておりますので、その人口で算定しております。

以上です。

○議員（5番 西口 周治君） 住民税のほうは、住民税が下がるんじゃないですか。

○財政課長（八野 繁博君） 地方税につきましても、今ベースでっていうことで算定基準がなっておるもので、変化ないということで御了承願いたいと思います。

○議長（田村 兼光君） 西口議員。

○議員（5番 西口 周治君） 非常に甘い計画ですね。町長も人数が減るちゅうのはわかってるんですね、29年。29年にはやはり全然減らないというわけないと思うんです。亡くなっていくし生まれる方が少なかったら当然ながら人口は減っていく、そして、お金を納める人たちがだんだんと減っていく。その辺を加味した予算を立てとかなないと、今甘い考えだと僕は思います。

確かに、国からくるお金とかが、そういうのを総計して15億ぐらい減ると、単純に年間85億になりますと、今度は、住民たちから入ってくるお金が少なくなれば、それを補填するためにはその辺を上げなきゃいけないようになってくる。

だから、なぜこう言うかっていったら、自分の孫たちとか、子供たちとかにあんまり負担かけたくないんです。だから、今の現状のままで推移できたら非常にいいかと、これ以上上がっていきよったら住みやすい町じゃなくなる。住みにくい町になる。

そして、やはりこの辺は、サラリーマンというのは非常に少ないといたら悪いんですけど、工場がないから、よそに行かないとサラリーマン的なことはできないから、当然ながら、ある程度年をとっていけば、農業関係、第1次産業関係に移っていくと、その人たちに対する税金、そしてあとは国民健康保険、国民年金、そういうふうな負担分担が非常に重くかかってくると、今度は払えなくなる。払えなくなったら、また悪循環です。

そういうのをなくしてやるためにも、やはりきちっとした財政計画を立てていただきたい。私はそう思います。

だから、全てを、町長はこの2040年は否定しますと言いましたけど、否定するのは幾らでも否定できるんです。でも、それにだんだんと近づいていくということは、紛れもない事実だろうと思っております。

だから、先ほど言いましたけれども、人が住まなければ人間が減っていくと、そして子供が生まれなければ、また人間が減っていくというふうなことをいって、じゃどういふ政策をしますかといっても、それらしき政策というのは、今返事はいただいてません。

確かに、今住んでいる方たちへの施策はいろいろ聞きました。そして、高齢化社会に対する施策も、そういうふうにしてるのは、今現状はそうやってやっていますけれども、これから10年後を目指した施策を立てていただきたい。でないと、本当に、絵に描いた餅じゃないですけど、自治体の崩壊、地方崩壊の恐れがあるというふうな、これまでなりたくないんです。自分もこういうことはなりたくないから言ってる。

だから、こういうふうなのをバネにして、絶対こんなにはさせないんだぞというところで、何かをやってもらいたいというのがあります。

これも、こことみやこ町と、特に名指しでされてますから、私もちんときたんですけれども、

そんなことあるもんかと思えますけれども、だから、そのためのきょうは質問だと受けとめていただきたい。

だから、財政も同じ、だから総体的に、全て今の状態のままでいけるかって、それはないと思う。だから、その辺はお互いに考えながら、加味しながら、やはり少しずつは減っていくだろうから、今から5年後ぐらいはこのぐらいになるだろうというふうな試算のもとで財政規模を確立させとかないと、それ以上減ったとき大変だよって、だから甘い考えやめましょう。

その辺のことを念頭に置いて、また今度12月でも聞きたいと思います。もう一回財政の考え方とか、やり方を聞きたいと思いますので、一番目のほうは終わらせていただきたいと思います。

次に、町長の考え方、方向性を問うということで、一連の発砲事件がありました。我が町には全然関係ないと、最初は思ってたわけなんですけれども、いかんせん最後に我が町の名前まで出てきて、そこに武器庫があるかのような新聞報道がされました。

これにつきまして、町長、先ほどから住みたくなる町をつくりましようと言っております。その辺に関してはどう思いますか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 発砲事件の関係は我が町ではなかったと新聞報道ではしておりますし、武器庫と、これはもう個人間の問題だと私は考えております。だから、こういう付き合いをなくすようにやらなきゃいかんだろうと、こういうふうに思ってるだけです。

○議長（田村 兼光君） 西口議員。

○議員（5番 西口 周治君） このとき築上郡内の議員さんが関与されて、その目の前で打たれたというふうに新聞では出ておりました。

あの報道を見て、どなたちゅう、町民の方は大体わかってます。それで、一番言われたのが、建設業界、ここの入札に入ったりする人たちが多々おまして、こういうふうな事件があった場合、我々もよしとしてくれるかな、してくれんかな、被害者と加害者の差というのと、あと是一緒に横におったとかおらないという差ちゅうんがあると思うけど、その辺の事情聴取はどうなるんだろうかというふうなことを酒の場でよう話をするんです。

そういうふうなんの見解は、町長いかがですか、副町長でもいいけどね。

○議長（田村 兼光君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） 入札の見解ですか。（発言する者あり）それは、今入札の要項もありますし、また、私も今、豊前・築上地区暴力団対策協議会の副会長でもありますし、それは規約、そういうことを遵守してやっていかなきゃならんかなと思ってます。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 西口議員。

○議員（５番 西口 周治君） 要は、業者の方たちは、もしそういうことが１個でも発覚したら、指名停止だけじゃ終わらん会社が潰れるって言うんです。今の世の中ちゃあそうだと思います。

だから、私もこういう発砲事件とか、そういう事件は、この町には全く無関係であろうと、北九州とか、久留米とか、あの辺は多々事件がありよったけど、そういうふうなことで出てきて、そういうふうに拳銃が数丁置かれちよったというふうなことであれば、絶対、暴力団関係の人も中に入って、わからない世界の中でうろろしよるんじゃないかというふうなところがあるんです。

たまたまそこに、例えば建設業界の方、電気業界の方とか、そういう人たちがたまたま飯を一緒に食うてゴルフをしたと、知らなかったと、一般町民と思うちよったというふうな中で、それが発覚したら、やはりその人は暴力団関係者と親交があったちゅうようになるやないですか、そういう場合、じゃ事情聴取をしてどういうふうにするのか、それとも頭ごなしにばさっといくのかというふうなところを聞きたいと思います。

○議長（田村 兼光君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） 例えば暴力団とそういう付き合いがあったという場合、それについては、そういう事実があって、そういう付き合いがありましたということが警察のほうで確認できれば、その業者は暴力団と付き合いがありましたということで、福岡県を初め全市町村に通知が来ます。

我々もよく、国交省、防衛局、福岡県のホームページを見て、その業者は今現在取引停止かどうか、そして、そういう暴力団との付き合いがある業者なのかどうかというのは、そこは確認して指名はしています。

それについては、捜査権というのは町のほうにありませんので、そこはもう警察がきちんと調べて、この業者はアウトですということは通知が来ます。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 西口議員。

○議員（５番 西口 周治君） 警察が取り調べて、その結果待ちと、調査権は全然ないというけども、ある程度は、やはり当該町としても、それは捜査をせとは言いません。捜査をしてどうのこうのといったらそれは越権行為になりますから、そういうことじゃないで、やはりそういうような事象、そういうような多々あると思うんです。これからも、こういう事件があったということは、当然ながら我が町もなきにしもあらずというところまで考えとったほうがいいというふうには考えれば、やはり一定の基準を保ってやってやらないと、何でもかんでもぼっさりちゅうわけにはいかんだろうというふうに思います。

よく言われるのが、我々もそうなんですけど、いろんな世界において、どこが助かる、どこが

助からんという問題じゃないんです。同じレベル、同じような考え方の中で、この町の執行部がいてくれないと、こっちはまあいいか、こっちはだめよとかいうふうな色づけをなるべくしないような、捜査権というのはありませんけど、ある程度の調査はしてもいいと思うんです。調査権というのはあると思いますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。非常に心配されておりました、業者の方たちが。

そして、次に、政治倫理審査会についてちょっと聞きたいんです。これは町長の諮問機関でもないわけですね。

単独機関だとは思いますが、我々が5月末に提出しました。これに関して、いろいろと調べて不備なものは言うてきますけど、その他は何もしないんですか。

○議長（田村 兼光君） 則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 西口議員の御質問についてお答えいたします。政治倫理審査会につきましては、地方自治法第138条の4の第3項及び築上町政治倫理条例の6条の規定により設置された行政の附属機関でございます。

政治倫理条例の施行規則第8条の規定によりまして、審査会につきましては、専門的な知識を有する者から4名、この中で一応4名となっております。うちにおります4名の有識者につきましては、大学の准教授、それと弁護士の先生並びに公認会計士の方、税理士、以上の4名の方が選出をされております。また、選挙権を有する町民のうちから1名ということで、合計5人で構成されております。

審査会の職務につきましても、条例7条に規定をされております。この分につきましては、町長、副町長、教育長、並びに議会議員の皆様の特任職から提出された資産報告書を審査し、審査結果を90日以内に意見書を添えて町長、議長に提出をするというふうにされておるものでございます。

ですから、政治倫理審査会につきましては、資産報告書について審査をするということになっております。

○議長（田村 兼光君） 西口委員。

○議員（5番 西口 周治君） 資産報告のチェックのみの審査会と思つてよろしいでしょうか。

○議長（田村 兼光君） 則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 資産報告書を審査して、そして、意見書を書いて、それを町民に公表し、うちの分につきましては、毎年、例年、10月号の公報にも審査意見書の抜粋ではございますが、その分を掲載させていただいております。

○議長（田村 兼光君） 西口議員。

○議員（5番 西口 周治君） 私、政治倫理審査会というのは、政治倫理に対する全ての面にお

いて審査をするものと考えておりました。我々が出す報告書において、審査をするだけというふうなことに、今、本当、初めて知りまして、じゃ、ほかのうちの条例、たくさんあります、条文が。それに対して、違法的なもの、また、関わりもそれにかかるとかからないとか、そういうふうな世界のところは、審査会自体としても動くこともないし、とにかく、上げられたものやっ
ていくというところの見解でよろしゅうございますか。

○議長（田村 兼光君） 則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 則行でございます。

まず、7条のほうに職務についてうたわれております。まず第一に、資産報告書の審査結果を町長に報告すること。それと、10条第2項、この部分が町民からの調査請求があった場合ですけども、その場合に必要な調査、回答及び勧告をすること、ということが記載されております。

それと、そのほかにこの条例による政治倫理の確立を図るため、町長の諮問を受けた事項につき調査、答申、勧告または建議をすることというふうに規定をされております。

○議長（田村 兼光君） 西口議員。

○議員（5番 西口 周治君） ということは、町長が指示すれば、調査、その他の業務を行うというふうにならうとされているということではないですか。

その他の業務としては、主に、我々、執行部が主ですけども、我々が提出したものに関しての調査、不備があれば言うてくるというところの見解で、あとは、もう別にならうと。

住民が、それに審査に対する調査依頼というのは、当然ながら、我々が出した、閲覧したいと後の話になると思いますので、そのへんはそこだと思いますので、後は全て町長の命令じゃないですけど、諮問されない限りは動くことはないという見解です。それで、町長、よろしいですか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 今、総務課長が言ったとおりでございます、実質権限は審査委員会が持っておると。私が、疑義があったときは調査してほしいという話はするときもあります。

○議長（田村 兼光君） 西口議員。

○議員（5番 西口 周治君） わかりました。もう、これ以上あまり言っても、恐らくせいとは言わんでしょうから。

ただ、これだけはやはり町長も、頭から否定するのは結構ですけども、やっぱりここには入れとかならう。本当に、今、私自身もそういう時代がやってくるだろうと思っておりますので、それにならないように心がけていただきたいと思いますので、これで質問を終わります。

.....

○議長（田村 兼光君） ここで一旦トイレ休憩します。再開は午後2時からいたします。

午後1時45分休憩

午後2時00分再開

○議長（田村 兼光君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番目に、6番、塩田昌生議員。

○議員（6番 塩田 昌生君） 引き続き、質問いたします。

第1点目、防衛省からくる交付金のことでお尋ねします。大体、1年間でどれくらいのお金きよるんか。それと、そのお金をどこの地域というんですか。一応、迷惑料だと思うんです。一番迷惑しよつとこに金が本当にいきよるんか。そういうところです。簡単に説明してください。

○議長（田村 兼光君） 渡邊企画振興課長。

○企画振興課長（渡邊 義治君） 企画振興課、渡邊です。

防衛省からの交付金はいかほどかということですが、平成25年度の交付実績で申し上げますと、特定防衛施設周辺整備調整交付金、いわゆる9条交付金ですが、これが、3億5,000万2,000円です。それから、再編交付金在日米軍の再編にかかる移転訓練に伴う交付金です。再編交付金が2億3,336万6,000円。合計で、5億8,336万8,000円でございます。

また、防衛省ではございませんが、総務省の所管の国有提供施設等所在市町村助成交付金、いわゆる基地交付金でございますが、これが1億5,035万5,000円交付されております。

以上が、毎年入ってくる金額。多少の金額の増減は伴いますけれども、大体それくらい入っております。

それから、どの地区にということですが、再編交付金につきましては、コンター区域内と、75W以内の事業しかできません。ソフト事業、一部、全町的にも使える部分がございます。

それから、9条交付金については、これは町全体に使用できます。基地周辺に、これ、25年度の実績でございますけれども、コンター区域内75W以上の地域に使ったものは、比率的に言えば大体84%ぐらい25年度は使っておるような状態でございます。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 塩田議員。

○議員（6番 塩田 昌生君） 交付金、たくさんもらいよると。我が社、我が村には一つもないやないかと。そういう住民の声があるんです。その順位というんですか。優先順位、ここにはこんだだけ使う、ここにこんだ使うというような、そういう順位はないんですか。

○議長（田村 兼光君） 渡邊企画振興課長。

○企画振興課長（渡邊 義治君） 企画振興課、渡邊です。

順位といいますか、事業計画を立てるわけですが、その基本になる地区実施計画等が各自治会等から上がってきます。それを相互調整しながら緊急性、それから、重要性、そういったものを加味しながら、後は予算づけを行っております。

調整交付金につきましては、ソフト事業が認められております。平成23年度から拡充されておまして、本町では清掃センターの環境施設基金事業ということでソフト事業に使っております。清掃センターの維持、補修関係ですか。そういった運営費、そういったものに使えますので、これも一応区域内ではございますが、全町に還元したような格好になっております。事業の選択はそれぞれ上がってきたものを調整しながら、優先順位といいますか、用地の問題等々加味しながら、事業を進めている、そんなところでございます。

○議長（田村 兼光君） 塩田議員。

○議員（6番 塩田 昌生君） そのお金、交付金、そのお金は、あんたがたの村のここんどこ使いましたよとか、そういうような色分けはないんですか。

○議長（田村 兼光君） 渡邊企画振興課長。

○企画振興課長（渡邊 義治君） 企画振興課、渡邊です。

使途実績につきましては、毎年、広報でお知らせするというふうにしております。ここに使って、路線名で出しますので、なかなか自治会、どこの自治会かというのがちょっとわかりにくい面があるかと思っておりますけども、一応、全部公表という形をとっております。

○議長（田村 兼光君） 塩田議員。

○議員（6番 塩田 昌生君） それを自治会のほうにも出すようにお願いします。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） それぞれ事業をする前に、自治会のほうにはどこどこの道路を舗装しますと、それから、どこどこの道路を改良しますということで、特に基地周辺の道路は大体まんべんなくやっておると。特にまた、家のあるところですか。そういうところの舗装については極力早くやっていると。家がないところはまだとてもやってないところもございましてけれども、特にやっぱり、基地の近くという形になれば、築城のほうは、船迫と弓師、それから、別府あたりですか、そこを重点的にやっておる。それと、八津田地区は重点的にやっておるというのが。それで、自治会のほうには通知をしております。

○議長（田村 兼光君） 塩田議員。

○議員（6番 塩田 昌生君） けど、町長の周辺には一つもなっていないが、おかしいんじゃないですか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） それぞれ、村づくりの地区計画の中でやっております。道路の舗装は、

大体、八津田地区はほぼ家のあるところは済んでおるんじゃないかなと思っております。

○議長（田村 兼光君） 塩田議員。

○議員（6番 塩田 昌生君） よろしくお願ひします。

また、兼ね合わせて、今津、宇留津、ライスセンターがあるんです。基地周辺整備事業と。儲からんとか儲かるとかでぽんとやめてしもうたけん。これは何かおかしいんじゃないやろかと。あれは、町からのお金は出てないんですか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 町からのお金は出ておりません。農協が事業主体で、防衛省から補助事業で、ライスセンターと育苗センターをつくりまして、ライスセンターのほうがちよっと今稼働して。

しかし、大豆とかそういう乾燥はやっておるんじゃないかなと思いますけど、稲の乾燥はカントリーエレベーターを使うというようなことで、向こうの小原のほうでやっておるんじゃないなかと、このように考えておりますけど。

それと、築城のカントリーエレベーターライスセンターのほうですか。ということで、稲の乾燥は、今たしか農協は使ってないけれども、大豆とか、そういう、麦はやってるかどうかも定かたございませんが、やっておるんじゃないかなと思っております。

あと、詳細、もし、産業課長わかれば。

○議長（田村 兼光君） 田村産業課長。

○産業課長（田村 啓二君） 産業課の田村でございます。

八津田地区のライスセンターの件について御質問でございますので、私のほうで答えをいたします。

事業といたしましても、今町長が申し上げましたように、築城基地周辺農業用施設整備助成事業ということで、平成4年度に完成をしております。事業主体は、当時、椎田町農業協同組合が事業主体でございます。

当時の防衛庁の補助金が2億4,229万7,000円で、JAのほうで1億1,513万4,448円を負担をしております。

設置に関しまして、規模等はちょっと省かしていただきますが、対象面積といたしまして、米100ヘクタール、麦60ヘクタールを前提に、お米が603トン、麦185トンの想定で、ライスセンターが建設をされております。

今は使っていないという御指摘でございますが、今から申し上げることは、JA、現在は京築でございますので、このカントリーエレベーター等を管理をしておりますJA京築のほうで確認をいたしました。

中身を整理をいたしますと、まず、麦の受け入れについては、出荷形態が以前は紙袋でしたが、それ以降、バラのトラック積み、ないしは、フレコンの出荷というふうに、いわゆる、受入業者のほうの申し出がありまして、それに対応するための設備がないために、平成8年度からは麦の受け入れを中止して、小原のライスセンターのほうに変更したというのが、まず、麦の変更の中身と年度でございます。

お米の受け入れにつきましては、小原ライスセンターに色彩選別機、いわゆる俗に言うと、カラー選別機というのが、これはカメムシ等の虫食いでちょっと黒くなったお米を白米から除去する機械を、平成24年度に、それを導入しました関係上、平成23年度から八田ライスセンターでのお米の受け入れを停止をし、小原ライスセンターに一本化をしたということでございます。椎田地区の米、麦の受け入れ、今、現在に関しては、全量、小原ライスセンターで一本化をして受け入れをしているということでございます。

もう1つの要因といたしましては、八津田のライスセンターは、保管する設備、乾燥したあとを貯蔵する設備がないということと、乾燥するための方式、要するに何で乾燥するかという方式が除湿方式という方式になっているようでございます。新鮮な、単なる風を送るという方式ではなくて、除湿機械を使って乾燥するというので、非常に、運転費用がかさむために、費用の安い小原ライスセンターに米麦を一本化をしたもう1つの理由だということでございます。

じゃ、現在の八津田ライスセンターはどのような方針で利用しているかということでございますが、基本的には、大豆を受け入れて乾燥をするということで、豊築全域地域の大豆の受け入れを行っているということと、緊急時における米と麦の受け入れを行っていくということが、現在の方針で、この八津田地区のライスセンターの運営を行っているということと、JA京築の担当者の回答を得ましたので、その旨報告させていただきます。

以上でございます。

○議員（6番 塩田 昌生君） これからもう再稼働というのはあり得るのですか。

○議長（田村 兼光君） 田村産業課長。

○産業課長（田村 啓二君） 産業課の田村でございます。

再稼働というのは、多分、米、麦の受け入れはないかという御質問だと思いますが、現在のJA京築の方針といたしましては、椎田地区の米、麦については小原ライスセンター、大豆につきましては、豊築地区全体の大豆を八津田のライスセンターで、受け入れて運用していくというのが考えのようで、米、麦の受け入れについては緊急時に行うと。

緊急時とはどういうことかということ、自然災害やその他、八津田の、椎田、小原センターのいろんなトラブルとか、そういうことが起こった場合、八津田地区のライスセンターを利用するというのが現在の方針で、全面的に八津田地区100ヘクタールほどの米、麦を八津田ライスセン

ターで受け入れていくという考え方はJ Aのほうで現在はない模様であります。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 塩田議員。

○議員（6番 塩田 昌生君） 大変よくわかりました。

けど、地震やらきて、海拔4メートルぐらいなとこやけん、稼動は難しいと思います。

以上で質問を終わります。

.....

○議長（田村 兼光君） 続きまして、5番目に、2番、小林和政議員。

○議員（2番 小林 和政君） よろしく申し上げます。

私は、テーマとして子供は守れるかというテーマで出しております。この子供はという子供につきましても、今回については、小中学生を対象にお尋ねしてまいりたい、こう考えております。中身を見ていただければわかりますように、現在の小中学校の実態についてと今後についてのお尋ねをしてまいります。具体的に少し、具体的なお話をしてまいりたいと思います。

その前提として、この子供を守る最高責任者としては、私は、教育長ではなかろうかと考えておるんですが、教育長、私と認識が違いますか。

○議長（田村 兼光君） 進教育長。

○教育長（進 俊郎君） 多分、正しいんじゃないかと思えます。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（2番 小林 和政君） ということは、私と同じ考え方の教育長にお尋ねしてまいります。

これ、私、毎日新聞なんですけど、5月21日の新聞記事になってましたけども、前の日の5月20日の日に、地方教育行政法改正案というものが衆議院を通過して、今国会でほぼ成立するんじゃないかと言われておりますが、これについて、あなた、今、どういうふうにお感じになってますか。

○議長（田村 兼光君） 進教育長。

○教育長（進 俊郎君） 今のところは、特にありません。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（2番 小林 和政君） この法案というのはどういう法案かは御存じでしょ。

この法案の改正の中身は、これも新聞の、4月の16日の時点で、今から衆議院で本格的に審議に入ると内容で、詳しい内容が書いておるわけです。御存じだと思います。要するに、教育委員会を改革しようという今の安倍政権の考え方なんです。

要するに、いじめに伴う自殺事件があった。それに教育委員会の対応が極めて不十分であった。国民からの非難がたくさんある。何とかせないかん。じゃ、教育委員会を改革して新しい形にや

りかえるというのがこの法案なんです。

その1つが、今、教育長と教育委員長の責任分野が明確になってなくて、どっちでも逃げてきつちりした責任体系が取れない。だから、一本に絞るといい形。新しい教育長をつくるというのが1つのポイントです。もう1つのポイントが、教育に関する大望を首長が決めて、教育委員会と相談して、首長がかなりの部分入り込んで来れるんだ。

先ほど、私、あなたにお尋ねしましたように、小中学生、子供を守る最高責任者は教育委員会であり、その代表であるあなたは教育長です。あなたは、私が責任あるはずだと御答弁いただきました。ところが、それがこの法案によって、大きくかわってくる危険性がある。これは、既に、新聞記事にもなっております、今回の国会でできあがるかもわからん。

その法案について、あなたは今何も認識持ってない。これでいいですか。

○議長（田村 兼光君） 進教育長。

○教育長（進 俊郎君） それは、大筋、教育委員会制度というのは納得できます。ただし、教育委員会としての独立性、安全性、継続性とかそういうところは十分尊重していくということで、その上で、教育委員会としては、先ほどではなくて、命を守るということで、やっぱり責任持ってやらないけないということは思っています。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（2番 小林 和政君） 皆さん、お聞きになっておられる方、わかりにくいかと思しますので、もう少しこの法律について説明を申し上げます。

教育委員会と首長の関係で、この地方教育行政法というのは、第23条に、教育委員会の職務権限というのがあるわけです。項目にしたら19項目あります。第24条については長の職務権限表というのは首長の長、この職務権限5項目が載っておる24条に、こういう法律なわけです。

この法律の改正がなされて、先ほど申し上げましたような形に今、進んでいく可能性が極めて高い状況である。こういう状況の中で、私は子供を守れるか。今の今から、実際の実態をお尋ねしてまいります。

あなたの認識が、これをきっちり理解できた上で、こういう気持ちでやっておりますという気持ちの上に立ってやっていただけておるものと思って、確認のためにこの質問したんですが、極めて心配な答弁でした。

既に、この程度の内容はあなた御存じで、これについてはこうしなければならないぐらいの考え方を持っておられるんじゃないかと思って、どう思っておられるか。あなたは、この、私が申し上げました新しい法案の改正がいい方向になったんだと、あなたは教育委員会の独立性を失われるようなことはないから大丈夫だというような意見を、先ほどお話いただきましたが、これが、

子供を守るための前向きの方角に進む改正であるという認識であるか、この点だけそうか、そうでないかだけお答えください。

○議長（田村 兼光君） 進教育長。

○教育長（進 俊郎君） 条件つきでということで、おいしいということは言いました。というのは、やっぱり町のトップである首長と、教育委員会の今の長らでは新教育長となります。教育委員長と教育長の立場が一本化となれば。そこらのとこで、教育業種のトップである教育連、地方の行政でトップである首長と、教育業種のトップである教育長の教育方針が大きくずれるということは町にとっては大きなマイナスですので、それらのずれがないようにしていくことは大切じゃないかと。

その中の上で、教育委員会のほうは独立性というのはきちっと守れないと、首長によってぶれるということがありますので、そういう点で。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（2番 小林 和政君） あなたのおっしゃることようわかるわけです。

教育というのは、偏ってはいけない、普遍的なものでなければいけない。政治的には、必ず中立的なものでなければならない。

極端なこと言います。今、自民党が政権取ってます。あるいは、各自治体でも、自民党に近いような考え方の人がトップになることも多いです。では、その人の考え方が教育に入り込んでくる。じゃ、逆の立場になったら、逆の人の考え方が入ってくる危険性が随分入ってきたわけです。

じゃ、独自性どうの、あなたのおっしゃるその当時の首長と共同歩調を取りながら独自性を保っていくというような考え方であったら中立性なんか保てるはずがない。時には、けんかする場面もあるんじゃないかと。私はそういう考え方を持っていますが、あなたもそうですか。

○議長（田村 兼光君） 教育長。

○教育長（進 俊郎君） 教育長です。そりゃもちろんけんかする場面も出てくると思います。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（2番 小林 和政君） ありがとうございます。

じゃ、具体的に、具体的なお話を少しお尋ねしてまいります。テーマがあります。小規模校の実態。私は、今の町内にある小中学校は全てが小規模校である。こういうふうに思っておるんですが、あなたはいかがですか。

○議長（田村 兼光君） 進教育長。

○教育長（進 俊郎君） 全体的な規定というのはないんですけども、一般的に小規模校というのは100人を切ったところということで捉えています。ただし、築上町内は8校小学校あります。

その中で、小規模校と言え、やはり、複式学級がある学校、例えば、西角田小学校であり、小原小学校であり、上城井小学校3校は複式学級があります。

一般的に言え、これは、ごく小規模となりますけども、私の捉え方、築上町内では、小規模校といえ、複式学級がある3校じゃないかと考えております。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（2番 小林 和政君） というのが、そこが、私と認識が違います。私は。

私は、下城井小学校は60人ちょっとです。これも、小規模であるというふうに認識してますんで、中学校でも200人、これも小規模である。私はそういう考え方でおります。だから、私はそういう考えであなたと、今から議論してまいりたい。いいでしょうか。

複式学級について、先ほどお話が出ましたんでちょっと詳しくお尋ねします。

ことしの春に、下城井小学校で複式学級になる危険性があるから、そうならないように署名の活動が行われました。この経過と結果について、お宅が持っている範囲の経過、結果等についてのお話をしてください。

○議長（田村 兼光君） 進教育長。

○教育長（進 俊郎君） 教育長です。

その書面は、もちろん、私も見ました。そういう声を尊重しながら、本年度は複式解消という形で、下城井小学校全て単学級でいっております。町の雇用という形をとっていっております。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（2番 小林 和政君） 町の雇用ということはどういうこと。職員を雇用してということ。要するに、子供たちの人数はどうなりましたか。

複式学級の対象になる危険性があるんだということで、父兄の方々がなんやうにと署名活動されておりました。その人数がどうなって、あなた、職員の関係じゃなくて子供の関係をちょっと教えてください。

○議長（田村 兼光君） 教育長。

○教育長（進 俊郎君） ございます。子供の数はかわっておりません。よって、3、4年生は、本来であれば、国の規定であれば複式学級なんです。でも、複式学級解消に向け、少しでも子供たちに教育ということで、町が講師を雇って単学級にしたということです。児童数はかわっておりません。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（2番 小林 和政君） ということは、下城井については特別に複式でないような対応をしたと。それは、あなたは複式になることについての、どういう理由、例えば。

複式になることによって、こういう不公平が、何なりのことがあるからそうすべき。あるいは、

親が署名したからそれをやった。どういう理由であなたはそういう結論を出したんでしょうか。

○議長（田村 兼光君） 進教育長。

○教育長（進 俊郎君） やはり、複式学級と言えば、1人の先生が2学級を持ちます。よって、教師の指導力というのは大きくかわります。よって、できることなら複式学級でも、単学級のほうが教えやすいというのがあります。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（2番 小林 和政君） じゃ、今、実際、複式学級が行われておる学校が、上城井、小原、西角田ですか。

その学年と人数をちょっと教えてください。例えば、上城井小学校、何年と何年。何人おるんだと。こういう人数、ちょっと教えてください。わかりますか。

○議長（田村 兼光君） 繁永教育課長。

○学校教育課長（繁永 和博君） 学校教育課、繁永です。

西角田小学校につきましては、児童数30名です。4学級。1年生4名、2年生7名で、この1、2年生が単式学級です。それで、3、4年が5人、5人で、複式。5、6につきましては、5年生が5名、6年生が4名で複式学級です。

小原小学校につきましては、児童数18名、学級数につきましては3学級。1、2年生と3、4年生、5、6年生で複式学級になっております。児童数は1年生が3名、2年生が4名、3年生が4名で、4年生がゼロです。そして、5年生が5名、6年生が2名です。

そして、上城井小学校につきましては、児童数24名、学級数4学級、1年生と2年生が単式学級で、1年生につきましては7人、2年生につきましては2名、3年、4年、3年生が4名、4年生が3名。5年、6年で複式で、5年生が5名、6年生が3名です。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（2番 小林 和政君） 今、お聞きした分については複式学級でやっておられる。特に、5、6年生についてだけちょっと絞ってお尋ねします。

この3つの学校で、西角田、両方で8人ですか。小原が7人、上城井が8人ですか。5、6年合計で。

この人たちの授業をやる実態がどういう形でやっておるか。まず、算数で教えてください。算数がどういう、5、6年生が一緒の教室でやるわけでしょ。算数はどういう教育をされておるか、実態を教えてください。

○議長（田村 兼光君） 進教育長。

○教育長（進 俊郎君） 学校で若干、実態違いますけども、A B年度方式といいまして、例えば、5年生と6年生が同じ単元のところを算数の場合はする場合もあります。そういうことによって、同じ単元のところを5年と6年が同じ5年の単元をする分があるし、また、6年になったら、また、違う学年、単元でという形で、A B年度方式でやるとこもあるし、そうじゃなくて、全く5年は5年、6年は6年という形をとる場合もあります。

というのは、複式学級によっては、各1、2、3、4、5、6ときれいに分かれてなくて、1年、2年が単学級になったり、3年、4年が単学級になったりします。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（2番 小林 和政君） 私は、それ、全部にあんたにぐずぐずしますと、長い説明いただかならん。だから、5、6年生に絞って、おまけに科目も算数と絞ってお尋ねしとるわけです。いらんことはいらんわけです。そのことだけを説明してください。

○議長（田村 兼光君） 進教育長。

○教育長（進 俊郎君） 算数の授業ですか。算数の授業だと5年生の子供たちと6年生の子供たちの授業の進め方は違うと思います。例えば、5年生で教師サイドの勉強を教えていけば、反対側の6年生は、子供たちは主体的な学習ですか。学習の課題を教師が与えて、それに向けて子供たちはその間に学習に取り組んでいるという、そういう形が多いです。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（2番 小林 和政君） 3つしかないんです。5、6年生が複式学級でやりよるのは。

実を言いますと、私、上城井小学校の複式学級、見せていただきに行ったんです。上城井小学校の5、6年生の算数は5年生と6年生にわけてやるんです。そうせな、算数、5年と6年で一緒にできるわけないんです。5年生は5年生でやる。6年生は6年生で、別の塾の講師を雇ってやとった。上城井小学校は。

ところが、今、あなたのお話のような残りの学校は、1つの教室に、5年生こっち向かせる。6年生、こっち向かせとって、5年生に先生が数学教えよる間は、こっちの6年生は自分で学習させる。いいですか。こういう実態なんでしょう。どうです。私のいうのは間違い。どうぞ。

○議長（田村 兼光君） 進教育長。

○教育長（進 俊郎君） 加配という形で、時々複式学級で講師が入ってする場合もあります。よって、5年、6年が分かれて、おっしゃったとおり、そのような形をとる場合もありますが、基本的には、5年、6年が別に授業をします。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（2番 小林 和政君） じゃ、それを詳しく聞いても一緒です。今からちょっと私が説明

しますよ。

今、5年生と6年生で1年間5年生がこっちむいて、6年生がこっちむいて勉強する。じゃ、先生は半分ついて半分は、自分で勉強させよる。そうでしょう。

上城井は、ちょっと違う形になってます。じゃ、5年生に先生が話よる間に、小学校の6年生の子供がこっち向いて一人で、勉強しよる。本当にできよりますか。

指導要領には、何時間以上しなければならないというのがあるんじゃないですか。じゃ、この子たちにとって、算数、5年生で極端なことを言うと、算数の時間を5年と6年と一緒にするんであるならば、倍の算数の時間が時間割にあってもおかしくないはずなんです。

同じ時間の中で、こないしよって1年間、違う。1年間、同じ時間でしょ、時間割どおり。半分は5年生、半分はということは、この5、6年生は教師から習う勉強の学習時間は半分しかないということにならんですか。どうです。

○議長（田村 兼光君） 進教育長。

○教育長（進 俊郎君） 教育長です。ちょっとわかりにくいんですけども。

ただ、5年と6年のカリキュラムはきっちりあります。カリキュラムの指導計画にのっとってきちっと学習を進めておりますし、消化してっております。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（2番 小林 和政君） 教科書あるだけやったと。半分の時間でやったんなら、よその学校の5、6年生は1時間使って全部やるわけです。その複式学級の生徒たちは、あなた、おっしゃるように、カリキュラムを全部その間にこなしとつとするならば、よそがまともにやる半分の時間で詰め込んでしまつとるという結果にならせんですか。

だから、こういう授業の仕方をやると、算数、国語、これ3年生から複式学級にこの人たちなってるわけです。3年で半分、4年で半分、5年、6年半分やったら、4年分、算数勉強してきたと考えますと、この人たちの、例えば、3年生から6年生までの子がいったとします。それにかかった先生は、この4年間のうちの半分しかかわらんということになるでしょ。違いますか。私がどうしてこんなこと言うかちょっと言います。

小学校の子供で、自分で勉強しなさいと言って、本当にできると私思っていない。何でかというのと、やらせよるときの途中を見らんと、中学生になれば、数字の5を書くのに、こう書くやつがおります。これ、見よって注意せんと直らんです。小学校のときに、もし、それをちゃんと直してないと、中学までそれできます。

これが、半分の時間の中で、全部カリキュラムをやったけ、まともにこなしてます。あなた、そうおっしゃった。子供たちに、これで十分と思えますか。

○議長（田村 兼光君） 進教育長。

○教育長（進 俊郎君） ただ、45分なら45分きっちり20分とか25分に分けてるわけではないんです。例えば、ある5年生の算数の授業で単元を進めておいて、ある程度進んだら、また、20分間放ったらかしとるわけやないで、随時、時々経過とか、指導過程見てるわけです。

よって、そういうところで、半分しか授業やってないし、指導見てない。っていうのはちょっと……

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（2番 小林 和政君） 要するに、あなたは5、6年生が、算数の時間があるとします。

1年間で、5、6年生の算数の時間は、5年生だけの算数の時間と時間数が倍になってますかと聞きよるわけ。できてないでしょうが。じゃもういい。あんた、言うたってつまらんけ、みんなわかってくれる人だけわかればいいです。

もう1点、今、算数と国語はそういう授業。じゃ、理科と社会の授業はちょっとあなたわかってますか。

○議長（田村 兼光君） 進教育長。

○教育長（進 俊郎君） 理科とか、学校によって違いますけども、例えば、教務主任が複式のどこ入って、別個に授業してる場所も、小原小学校みたいにやっています。よって、複式という形とってますけども、先ほども説明しましたように、やっぱり講師が入って、複式学級ということで2学級を1人の先生が見るわけではなくて、例えば、ここに教務主任が入ったり、また、講師の先生が町あたりの講師に入ったりすることによって、個別に指導を進めております。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（2番 小林 和政君） 教育長の答弁はそうでしょう。要するに、例えば、3年生、4年生の社会の時間を考えてみてください。

一緒に並んで7人、8人、やっとするはずです。3年生、4年生が3年生の社会をその1年間やる。3年生の社会。今度はその次の年に3年生が4年生になるんです。下から3年生が上がってくるわけです。3、4年、また複式になる。そうしたら、今度は4年生の授業をやるわけです。そうしたら、4年生の子は、3年生と4年生の両方やることになる。りっぱなもんです。新しい3年に入ってきた子は、4年生の社会を先にやるわけです。それで、その次に。4年生になったときに今度は3年の社会をやる。あります。

こういうやり方をして、子供たちの頭がまともに育つかと。私はこれが心配しよる。子供たち学力後でまた申し上げますけど。時間が。ちょっと急いでやりますけど。こういう危険性がある。どう。

だから、子供たちの十分な学習時間あるいは教師がついてチェックする時間が十分確保できない状態にありゃせんかというのが、この複式学級の実態をお尋ねしよるんです。

○議長（田村 兼光君） 進教育長。

○教育長（進 俊郎君） 全ての学年によって、そのように、学年が3年と4年逆転しとるわけがない。一部の学年によっては、教科がおっしゃるとおり逆転することあります。そこらのとこ、十分、カリキュラムなり、指導を柔軟に子供たちの学習活動をチェックしながら進めております。決して、小規模化だからといって、複式学級があるからといって、学力が特に劣ってるわけないし、それだけはよく御理解ください。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（2番 小林 和政君） 学力劣ってないと言うけ、先に、私、3項目に学力の話してます。あなた、学力が劣ってない。何を根拠にそうおっしゃってますか。小学校の力だけで、学力が上がると、劣ると。どういう評価で、そういうこと、あなたはおっしゃっておるんですか。その根拠を言うてください。

○議長（田村 兼光君） 進教育長。

○教育長（進 俊郎君） 全国の学力状況調査というのが、御存じのように上がってきております。よって、詳しくは述べることはできませんけれども、町内8校ありますけれども、町内の中でも、私、今、行ってる複式学級がある小規模校は他の5校に比べたら、決して、学力テストないしCR検査等劣ってることはないということを言いかった。以上です。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（2番 小林 和政君） 小学校のできる、できんというのは、本当に学力がまともかどうかというのを理解できますか。

それが、中学入って、高校受験があります。高校受験は、2割程度の推薦入学制度があるけども、あとは実力の試験です。それで、勝ち上らないかんわけです。実際、子供たちは、中学入って3年間の間に、その戦う力をつけないかんわけでしょうが。

だから、学力があるかないかは、高校入試の段階で、まともに、自分たちが本当に行きて、言い方悪いか知らんけども、高校に格差はあります。大学に行こう。絶対、大学に行きたい人が、そんな授業自体をやってないような高校に行かざるを得んような形も起こるでしょ。

だから、大学に行くためにこの学校に行きたいという子供がおったとする。その子たちが、小学校の間の力が足らんで、中学3年間に間に合わん。こういうパターンは起こりえないか。私は、それを心配しとるわけです。どうです。

○議長（田村 兼光君） 進教育長。

○教育長（進 俊郎君） 今、私の答えた学力というのは、あくまでも、評価評定の件です。よって、特に、小規模校の場合、特に、心身ともにたくましく生きいく力、今、一番メインのテー

マは生きる力なんです。

よって、生きる力って何かって、学力だけやなくて、体力面とか心身面の心の教育とか、思いやりとか、幅広くあります。特に、小規模校の場合、仲間づくり、集団づくりとか、そういう活動でもって、自分なりの表現力を高めるとか、コミュニケーション能力を高めるとか、そういうところも広い意味では学力と捉えています。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（2番 小林 和政君） なかなか立派な教育方針と思います。

もし、私が申し上げたような心配をしよる親が、今、この複式学級を使うような学校であったならば、そこに子供を連れて移ってこようと。少なくとも、今の親の気持ちの中に、子供についての教育環境というのは極めて高いものがある。

例えば、先ほど、町長がおっしゃったように、いろんな条件がいい。医療費が中学3年までただだからという条件、多々、いろいろあるわけ。そういう条件的にいい面ももちろん頭にはあるかもわからんが、非常に、学力的に心配だという子供たちが、もし、こういう体制で、教育を6年間受けたならば、本当に大丈夫やろかと心配するような親がおって、私はおかしくないし、極めて、私はそういう人たちが多。この人たちが、こういう学校のある場所に移り住んでくれる可能性というのは極めて少ない。逆があるんじゃないかと。

最近も、私は1件聞いた。これは女の子と。女の子だから、みんな男の子の中で女の子一人おるのはやりにくいからというような理由があるらしいけども、小規模校におると、そういう、また後ほど校内行事の件でもう1点申し上げんとならんけども。

こういうふうに、小規模校を維持することで、子供たちに本当に、あなたのおっしゃるよう生きていく力、これをつくるための安全性というか確保が大丈夫か。私、これ、物すごく心配しておるが、あなたは大丈夫か。

○議長（田村 兼光君） 進教育長。

○教育長（進 俊郎君） 決して、複式学級なり小規模校は負けてないと思います。

というのは、複式学級なり、小規模校のよさは何かと言いますと、地域と一体となって、地域との触れ合い活動、地域の支えでもって学校成り立っております。

よって、そういうことです。例えば、上城井小学校だと、文殊の祭りとか、武者行列とか、そのようなところとか、小原小学校は、神楽とか。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（2番 小林 和政君） あなたの、私、おっしゃる気持ち、ようわかるん。

子供を人間として育てていく。このためには非常にいいんだという。これも非常にわかる。し

かし、社会に出て、戦わなければならないことになったときに、戦うだけの力を養えるだけの体制をつくらなければならない。だから、上城井小学校の複式学級の6年生は、5年と6年分けて授業をやるわけでしょうが。わざわざ塾の先生を雇ってきて、数学の授業やるよ。しか、一方ではそうでない。こういう複式の学級の実態がある。

もう1点、順番逆になりましたけど、学校行事についてお尋ねします。小規模がどういう危険性があるかというので。

4月26日土曜日に、下城井小学校で授業参観が行われた。この日に欠席者が出た。この件、聞いてますか。

○議長（田村 兼光君） 進教育長。

○教育長（進 俊郎君） 正直、10日ほど前ですか。うちの課長のほうから聞きました。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（2番 小林 和政君） ちょっと実態を説明してください。

○議長（田村 兼光君） 進教育長。

○教育長（進 俊郎君） 4月26日の土曜日、下城井小学校は、午前中、授業をして、5時間目に授業参観、6時間目にPTA総会をしました。下城井小学校が、授業参観、PTA総会した同じ日に、ソフトボールの県大会がありました。

よって、議員さん、よく御存じのように、5年生12名、6年生12名、合わせて、その中の7名の男子がソフトボールの試合で行きました。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（2番 小林 和政君） そのソフトボールの試合というのは、教育委員会なり、小学校、学校なりの何らかの絡みのある行事ですか。

○議長（田村 兼光君） 進教育長。

○教育長（進 俊郎君） 全くそのことは知りませんでした。委員会、社会教育を含めて、関係のない団体だと思います。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（2番 小林 和政君） あなた、これ、どう思いますか。

校内行事に、大きな影響が出た。これは、小規模だから、6年生で言いましたら12人のうちの4人か5人がおらんごとなったわけでしょう。これで、授業参観行われた。こういう実態。子供たちにとっては気持ちよくないんです。出席した子供たちも気持ちがよくない。親はもちろんいい気持ちしない。当然、欠席した人たちもそれなりの理由があるんです。こういう実態がある。学校行事に大きな影響が出る人数が小さい学校では、わずかな人数でもわからない。しかし、

12人のうちの5人休んだ6年生に関して言えば、4割の人が休んでいる。授業参加で。これで、授業参観をやりなさい。こういう行事が実際、小規模の学校では行われておる。これ、あなた、まともでこれでいいんだとお考えですか。

○議長（田村 兼光君） 進教育長。

○教育長（進 俊郎君） その話を聞きまして、正直、非常に残念に思いましたし、非常に心配していたことが起こったと思いました。というのは、ちょっと長くなりますけども。（「簡単に」と呼ぶ者あり）簡単に言いますけども、今、土曜日の授業を充実させてくれということで、土曜日なるべく学校の中で取り入れてほしいという。学力も高まるだろうし、地域との触れ合い活動も高まるから、土曜日を積極的に授業の中に入れてくれということで、県のほうからも国のほうからも来ております。

よって、私は、そのことに対しては強く賛同できなかつたんですけども、地域の活動なり、地域のスポーツ活動なり、また、土曜日、習い事が多いということもあって、そういうことあんまりできなかつたんですけども、福岡県下、ほとんどの市町村で土曜日の授業を取り入れていって。京築以外、築上町以外、全てやってるということなんで、せめて、学期の1回程度は土曜日の授業を入れていこうということにしました。今度の件も、土曜日ということで、子供たちは地域のみならずソフトボールの試合があつてます。

ただ、残念やったことは、下城井小学校は3月7日のPTAの役員会のとき、年間計画出して、そのときはPTAの役員の方々は、その計画で結構だということで、そのとおりで進んでいったんです。でも、3月の終わり、3月の26、27。PTAの役員会の飲み会のときに、実を言うと、今度は4月の授業参観のときには、ソフトの試合とかぶつてると。そこで初めて学校も知つたんです。よって、こういう場合、できるだけ早めに、知らせるなり、もし、4月26日を日にちをかえれば、また違った行事、活動も入ってきますし、だから、やむとやまない欠席したというんです。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（2番 小林 和政君） 事情はありましよう。しかし、学校行事に、あるいは子供たちの気持ちに、大きく影響を与えるような事態であつた。これは間違いないわけです。時間がのうなります。いろいろ言いよるだけで、いらんことばかりで。

私が、ここで申し上げたいのは何かと言いますと、先ほど、西口議員の質問の中で、今の世代別の人数あるいは出生数を教えていただきました。

私、小学校の同級生80名おるんです。なくなりましたけど、城井中学校で同級生170人おりました。進教育長、私とあんまり年代かわりません。お宅、小学校と中学、同級生、何人おつたんですか。

○議長（田村 兼光君） 進教育長。

○教育長（進 俊郎君） 小学校は、葛城小学校で、2クラスでしたから70人くらい小学校いました。椎田中学校のときは、全体で1,000人くらいで7クラスありました。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（2番 小林 和政君） 私がどうして申し上げるとかという、私らのとき、そのくらいおったんです。下城井小学校80人おったんです。実は、うちの息子が30年後なんです。そのとき30人いたんです。30年後に。今から30年後、ここに、2013年の出生数150人なんです。築上町全体です。ということは、この150人が、8つの学校に、恐らく、分かれるでしょう。こういう実態があります。これが改善する。子供たちの数が、少しでも改善していく可能性をあなた、感じてますか。

○議長（田村 兼光君） 進教育長。

○教育長（進 俊郎君） 改善する。町の活性化ですか。人口が少しでもふえるような、町としても努力していかなきゃいけないんですけども、児童数が減っていく可能性は結構あります。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（2番 小林 和政君） ということは、この状態が続く小中学校で、町長がおっしゃるように、10人を切らない限り統合はいたしませんということです。

ということは、これから30年、恐らく、統合ない可能性が高い。多くの学校で。ということは、今の複式学級、1年生から6年生まで、みんな複式学級で授業を受けるような小学校になる。それが、中学に行って競争できるような力が、あなたのおっしゃる人間としての力はわかる。しかし、戦っていかなければならない。推薦入学で入れてくれるのは2割。今の状況で。あと8割の人たちは戦っていかならん。

自分の希望するところに行くためには、よっぽどの努力がいる。本当に、こういう体制ができるでしょうか。極めて危険性が高い。私、こう思いますが、いかかですか。

○議長（田村 兼光君） 進教育長。

○教育長（進 俊郎君） よって、先ほどから申し上げていますように、今の子供たち、たくましく生きていく力がないです。すると、もう一度言いますと、確かに、将来的にわたると、上城井小学校と西角田小学校への心配なのが、それと小原小学校です。

今のところは、町長のほうから、10人を切らないということがありますが、これが切る可能性もあるやないかと思えます。そのときは、柔軟に対応していかなければいけないと思っています。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（2番 小林 和政君） ここで、私が初めにあなたにお尋ねした地方教育行政法の改正が

行われた。首長の関与が高くなる。

で、私がこの法律をあなたに申し上げたのは、教育委員会の職務権限の中に、学校、その他の教育機関の設置、管理及び廃止に関することが教育委員会の権限で一番先に載っとるわけです。

で、町の職務権限、これ、5つしかないので、地方教育行政法第24条です。今度改正される分です。これに、町の職務権限として、5項目載ってますんで、ちょっと最後に読み上げます。

1つ、町、首長の職務権限、1つ、大学に関する事、2つ、私立学校に関する事、3つ、教育財産を取得し、再び処分すること、4つ、教育委員会の所掌に係る事項に関する契約を結ぶこと、5つ、4に掲げるもののほか、教育委員会の所掌に係る事項に関する予算を執行すること。これが、町の職務権限として、今度改正される法律の23条、24条に載っとる内容です。

だから、私はあなたに、子供たちを守る一番盾になるべき人はあなただろうと、私はそう思う。あなたもそう思うと言いつた。だから、けんかする場面もあつておかしくないやない。これを盾に、私はあなたにそれを初めからお願いしよる。

最後になりました。私が、極めて心配しよるのは、中学の話がほとんどできませんでしたので、中学の学力の問題。あなた、ことしの入学試験の問題ごらんになりました。県立高校の入学試験の問題。日常の中学校、2つあります。中間考査、期末考査の問題があります。これ、ごらんになってます。

○議長（田村 兼光君） 進教育長。

○教育長（進 俊郎君） 問題は見えていません。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（2番 小林 和政君） 私、この入試問題見て、実際、自慢して言うわけではありません。私、かなり解くのに自信があるんです。私も時間内に解けんやつた。この問題。そんだけレベルの高い問題。

今の中学生に、今の中間、期末の問題を、毎回、見てます。その問題を見て、この問題解け。ほぼ無理やないかと、私は思う。もちろん、満点取るわけないです。けども、本当に戦うだけの授業ができてない。私は、これをどこに理由づけてるかという、小学校のときの、この複式学級等があつて、極めて低いレベルのまま中学に入ってくる。

だから、中学に入ってから、本当に中学生として必要な授業に入れんのではないか。極端なこと言いますと、理科やら社会やらが2年生のときに2年生の問題がみんな終わってるかどうかチェックしてください。これだけ、極めて危険な教育になつたら、これは中学だけが悪いんじゃない。今の、この全体のシステムが悪い。それでもまだ、統合は必要ないとお考えになっておりますか。町長、最後に一言お願いします。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、私は小学校の統合は10人未満になるまではやらないと当初から、これは主張しておりますし、そういう形の中で、基本的には、地域が子供を育てると。これは、僕は、教育長が言った、そのとおりだと思います。

ただ、学力だけが問題ではございません。やっぱり、人間性を養うと。これが、やっぱり、人間として生きる道だと、私は考えております。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（2番 小林 和政君） 非常に立派なお答えありがとうございました。これで終わります。

.....

○議長（田村 兼光君） ここで、皆さんにお諮りします。トイレ休憩やったほうがいいですか。続けていいですか。じゃ、トイレ休憩やりましょう。3時15分からやります。

午後3時00分休憩

.....

午後3時15分再開

○議長（田村 兼光君） 西畑議員。

○議員（4番 西畑イツミ君） 通告に基づきまして質問いたします。

築上町の将来について、西口議員がかなり質問した中で答えられておりましたが、また、町長は、この2040年に築上町が崩壊するとの報道は信じないとの答えでした。方策は考えるべきではないかとの質問に対しても、一般論的な答えでしたので、重なる部分もあると思いますが、1つに絞ってお尋ねいたします。

若者定住のための施策として、保育料の基準を今よりさらに低くする。給食費の無料化、家賃の補助、結婚の祝い金、また、出産の祝い金など考えられませんか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） いつも、そういう質問になるんですけども、検討はいつもしてるんですけど、なかなか、やっぱり、財政的な問題等々もあるんで、これはずっと続くことを1回したら、一過的なものであればいいんだけど、1回その制度をつくったら、ずっと続くというふうなことで、将来的な財政とか、そういうものも考えていかなかきゃいかんということで。しかし、できれば、いろんな自治体でやっています。第2子の保育料は無料とか。そんな大胆な形もやっておる。

しかし、それをやれば、逆に、交付税削られる可能性があるんです。あんまり飛び抜けた政策をすれば、交付税が削られるという形になるんで、そこんところは、国から今私どもの築上町は財政をコントロールされておるといって、飛び抜けた、国が考えている以上のことをやれば、交付税が逆に減額対象になるということで、そこんこと勘案しながらやっていかざるを得ない

ということで、交付税が減額されないでできれば、また、それはそれでいろいろできるんじゃないかなと思うとおる。

財政との相談ということで、今、唐突な形で質問が出たので、ずっと検討はしてきてるんです。基本的には。しかし、今の状態では無理だろうと。現状でいき、少しでも改善はしてやりたいなとは思っておりますし、それが、人口減少がとまればいいんだけど、なかなかそうはいかん。

全体的に、全国規模で、さっき、私も西口委員の質問のときに、日本の2050年の人口は8,400万人になると、これはもう間違えないんであろうと。それに比例して減るんであれば、それ以上に、日本何とか創生会議、それ以上に、私どもの町は56%も人口が減ると。40%なら、ある程度わかるんだけど、何を根拠にということで、逆に、政策的に、例えば、自衛隊の女性隊員をどんどんふやしてもらって、すればふえるんじゃないかと。そういう意図的なこともございまして、それはそれで、今後、国の政策、そういうのを待っていかなければならないんじゃないかなと思うとおる、このように考えております。

○議長（田村 兼光君） 西畑議員。

○議員（4番 西畑イツミ君） 今、女性の隊員さんをふやせばと言いましたけど、築上町にいる今の20歳から39歳まで、赤ちゃんを産むことができるであろう年齢の女性の施策を考えていただきたい。

それは、よそからそういう方、どんどん連れてくればいいでしょうけど、そうじゃなくて、我が町にいる人をもっとふやす方法をやっば考えるべきだと思うんです。よそからどんどん呼んでくれば、それは簡単にふえていくでしょうけど、そうじゃなくて、今、出生率なんか、先ほど、詳しく説明していただきましたけど、その方たちがいかに、この地元で結婚し、子供さんを産んでいただくかという施策を考える。

それには、若者が定住していただけるような施策を考えるべきではないか。国の交付税を減らされるからできないと言われたけど、国の交付税が減らされるであろうけど、やはり頑張ってる自治体というのはたくさんあります。

高齢者から子供たちがふえている自治体がたくさんあります。名前を上げると、町長はいつも嫌がりますから、この大分県にも近くにありますが、そういうことを考えてやっていかないと、2040年ではなく2050年で半分になるんであればなおさら、今から取り組んでいかないと間に合わない。

今、生まれた赤ちゃんが25年後には、25歳から26歳になるわけでしょう。だから、今から考えていかないと、こういうことはことししたから来年できるとかというような問題じゃないと思いますので、よく考えていただきたいと思います。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、ここで生まれた人は、よその町に住まないで築上町に住んでもらうと。そのためには何が必要かという形になれば、やはり、働く場所、それから、社会資本の整備と。こういう形になれば、ちゃんとここに定着してもらえるし、それとまた、よそからも来てもらえるという話になりましょうし、さっき言ったのは極端な例で、自衛隊の隊員、僕は、選挙のときでもふやす方法は隊員をふやすのが一番手っ取り早いと、これが私どもの自衛隊は大企業であるという話も私は選挙の公約のときさせていただいて、これは究極的な意見だけれども隊員をふやす。だから、そういう形で女性が少なくなれば女性の隊員も多く募集するというような。

これが、最終的な話になるかもわかりませんが、極力、今、本町に住んでおる人、そして、生まれた人が本町に住んでいただける。一応、行政は、これは当然、目指さなければなりませんので、また、議員の皆さんも協力していただければ幸いに考えております。

○議長（田村 兼光君） 西畑議員。

○議員（4番 西畑イツミ君） ぜひ、長い目で、若者が定住するような施策を、町長だけでなく、全職員の知恵を借りて、この町の将来を考えていっていただきたいと思います。

次に、2番目の液肥について質問いたします。

○議長（田村 兼光君） 西畑委員。

○議員（4番 西畑イツミ君） 今、飼料等の有機系廃棄物の液肥を使ってるのが、安心安全なのか、人家の近くで液肥をまくことに理解が得られるのか、においに対することや安全性についてという質問を書いております。

これは、椎田のほうでは、かなり、においも、人家がないところでほとんどまきますので、そういう苦情は出てないんですが、今度は築城に液肥センターをつくるようなことを言われておりますので、こういうことがないだろうかという心配が上がっております。

そのことについて、課長さんお答えください。

○議長（田村 兼光君） 田村産業課長。

○産業課長（田村 啓二君） 産業課の田村です。

ただいま、西畑委員から御質問のありました液肥の安全性の問題について御質問でございます。少しちょっと長くなりますが、御説明をさせていただきます。

現在の液肥は、政府農林水産省の肥料取締法という法律がございます。これに基づきまして、その中の普通肥料という分類がございます。平成20年4月25日付で、登録番号88726号として登録をいただきました。

その際に、何でこの話を申し上げるかという、肥料登録、普通肥料として登録をする際に、農林水産省の肥料取締法の基準がございまして、肥料としての成分8項目窒素、りん酸、カリ、

いわゆる肥料成分についての分析と、重金属ヒ素、カドニウム、水銀、ニッケル、クロム、銅等についての分析等、さらに化学物質に関する24項目、これ全部申し上げると時間がかかりますので省きますが、さらに、触媒試験というものを行って、安全であるというデータを提出をしないと肥料取締法に基づく普通肥料としての認可がおりません。

現在、築上町の液肥は、普通肥料、種類としましては、し尿汚泥肥料、名称、大地の力築肥1号として農林水産大臣の認可を受けて、3年ごとの切りかえとなっております。

したがって、もう3年になりますので、現在の期間は、平成29年4月の24日までが、現在の肥料登録としての期間であります。3年に1回というわけではなくて、町といたしましても、農家の方に安全に使っていただいて、なおかつ、取れた農産物に関する安全性を担保するために全く肥料取締法に基づく、先ほど言いました肥料成分、それから、重金属、化学物質の24項目を毎年分析を行っておるところでございます。

もし、必要であれば、その分析表の写しについては、私の、現在、手元でございますが、個別に必要であれば、コピーについては、お渡しすることについては、何の障害もございませんので、必要であればお渡ししたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 西畑議員。

○議員（4番 西畑イツミ君） ただいまの説明で、安全であるということが、データとしても証明されているということですので、ただ、においに対することがどうかなというのが、1つ疑問がありますが、その点は大丈夫でしょうか。

○議長（田村 兼光君） 田村産業課長。

○産業課長（田村 啓二君） 産業課、田村でございます。

肥料に関するにおいに関しましては、基本的には、肥料成分はアンモニア態窒素によって構成をされております。窒素成分に関しましては、アンモニア態窒素と硝酸態窒素は主な成分でございますが、そのうちの7割がアンモニア態窒素でございます。アンモニア態窒素が、硝酸態窒素に変化するときに若干のアンモニア臭、普通のアンモニアでございます。これに類似したにおいが全くゼロではありません。

したがって、臭気がゼロというわけではないんです。ゼロになるためには窒素成分の、科学的なことと言いますと、Nでございますので、何もくっつかないでNの状態であればガス化することはありませんので、においはございませんが、アンモニア態窒素ということは、CとHとNがくっついておりますので、それが分解したときに、多少のにおいはあるというふうに思います。

ただ、においに関しては、個人差がございますので、なかなか難しい問題がございます。したがって、においがゼロではないということと、そこまで強烈な肥料としてにおいがあるというこ

とではないのではないかとというのが、私どもの現在の見解でございます。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 西畑議員。

○議員（4番 西畑イツミ君） 強烈なおいではないということで、私も散布するところを見に行きましたが、水の中に入れる場合はそうないんですが、畑にザーとまくときに、若干においがするのかなというような程度でした。

これは、先ほど、課長が言われるように個人差がありますので、このことについても、まく前に、十分周知をしていただきたいと思います。

2番目に、高温好気発酵技術を使って液肥をつくっているとのことですが、現在、いろんな病気に対して薬を服用している人が多くいます。抗生物質がし尿の中に残留しているのではないかとこの疑問の声が寄せられております。液肥の中も残らないのか。また、液肥を分析したデータがあれば教えてください。

○議長（田村 兼光君） 田村産業課長。

○産業課長（田村 啓二君） 産業課の田村でございます。

液肥の中に、残留抗生物質が存在するのかという御質問でございますが、先ほどもうしましたように、肥料取締法上の中では、抗生物質が分析の対象になっておりませんので、現在の段階では、抗生物質の残留性については、分析を依頼しておりません。

ただ、研究結果によりますと、全ての物質、私も覚えておりませんが、6種類に関しては高温好気性の発酵の中で、ほぼ分解をし、残留性が認められない。

ただ、現在、日本の医療の現場で使われております抗生物質の種類を全部を分析の対象にするということは、現在の状況では非常に難しゅうございます。

誰がどこでどんな抗生物質を飲んでるかというのは、ほとんどわからないわけで、日本の製薬会社がつくっております抗生物質の種類あるいは、それに関連するものから言うと、私がここで申し上げるのもなんですが、数百種類以上だというふうに。これ、輸入も含めるともっと多くなりますので、それを全て対象として分析することが、財政的な問題もございまして、それをやりますと相当なお金が必要でございまして、現在の予算の中では非常に難しいということと、肥料取締法の中で指定をされました物質について最も多い、日本で一番使われている何種類かの指定がございましたら、その視点では分析を行うということに考え方しております。

現在のところは分析をしておりませんし、ここしばらくは分析の対象として考えているわけではありません。ただ、御指摘の問題については、液肥センターができて以来、ずっといろんな形で指摘をされているということについて、その事実については我々も十分承知をしております。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 西畑議員。

○議員（4番 西畑イツミ君） データがないということで、また、このデータをつくることには高額なお金がかかるということですが、この施設をつくって、もう20年以上なります。

それで、できたら一度、こういう施設の液肥のあり方といいますか、そういうデータをわかる範囲でもいいですが、やはり出して、町民の皆さんに不安の材料を与えないようにしていただきたいと思いますが、そういう普通飼料の対象に上がっている部分だったら分析ができますか。

○議長（田村 兼光君） 田村産業課長。

○産業課長（田村 啓二君） 産業課の田村でございます。

先ほど申しあげましたように、肥料取締法の指定に基づく分析は毎年行っております。3種類です。

先ほど言ったように、抗生物質に関しては、現在、分析の対象としておりません。可能性に関しては、今後、専門家のお知恵も借りまして、日本で最も使われているであろう抗生物質の種類が幾つかあると思います。

一般的には、炎症どめなり、夜、風邪をひいた場合のものとか、そういう最も使われている物質についての現状について、体内からどの程度排出をされて、それが、尿なりにどういう形で出るかというのを、ある程度、専門家のお知恵を借りないと、我々だけでは決めにくい部分もございますので、今御指摘の件に関しては、一度、そういった専門家の方々の御意見も拝聴しながら、町として、今後の液肥の安全性を担保していくための1つの柱として抗生物質の問題については、今後検討していきたいと思っております。

余計なことですが、下水道部分もございますので、特に、洗剤に関する界面活性剤が、いわゆる洗剤に関しては主流でございますので、これについて見られないということが数値で出てきておりますので、そういった一般家庭雑排水については分析を既に行っておりまして、界面活性剤、いわゆる洗剤に含まれる洗濯用のいろんな石鹼とか、普通の家庭用の洗剤でございますが、これについては分析を行っておりまして、残留性についてはほとんど等の中から汚泥として集約される部分については、そういったものについては、安全性は担保されているものと、これは追加でございますが、御説明申し上げて終わりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 西畑議員。

○議員（4番 西畑イツミ君） 確かに、洗剤今たくさん使っております。洗濯にしても、台所にしても使っておりますが、それで、安全性が保たれるということであれば、あれでしょうが、できるだけ、町民の不安になるような材料は1つずつ取り除いていっていただきたいと思っております。

この質問は終わります。

○議長（田村 兼光君） 西畑議員。

○議員（4番 西畑イツミ君） 次に、3番目に、築上町バイオマス産業都市構想について、生ごみの分別収集の実施の考えはについて、町長にお尋ねいたします。

試験的に、家庭用生ごみの収集をした地域はありますか。あれば、なぜ、家庭用生ごみの分別収集が広がらなかったのか。この構想には、生ごみを使って、バイオガスプラントで資源化、エネルギー化することを計画とありますが、生ごみを初めから液肥に使う計画だったと思いますが、私のあれが違っていれば教えてください。

また、なぜ、この計画が進まなかったのか、理由や原因があれば説明をお願いします。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 進環境課長。

○環境課長（進 信博君） 環境課の進でございます。

西畑議員お尋ねの生ごみの分別収集の実施の考えはについて、お答えします。

本町は、平成29年3月31日付で、豊前広域環境施設組合からの脱退を計画しております。それに伴いまして、施設の整備が必要なために、現在、産業課において、築上町バイオマス産業都市構想を策定し、認可待ちの状況です。

本計画において、2つの方法を検討しておりまして、現在、大木町で稼働中の嫌気性発酵液施設、バイオマスプラントと申しますが、それを採用した場合には、生ごみを必ず使わなくちゃいけないという形になっておりまして、原料としましては、し尿、浄化槽汚泥プラス生ごみが必要となることから、施設が完成する平成29年4月から事業系生ごみ、学校給食残渣等を投入する方向で進めていく予定です。

現在、築上町が実施しております混合好気性発酵の施設を検討した場合には、原料としましては、し尿及び浄化槽汚泥が主原料としており、生ごみは別途付帯施設建設の有無を検討する計画です。

現在、農水省における認証状況によりますが、本年の8月までに、方向性を決定し、生ごみの取り扱いについて報告する予定です。

なお、その他の質問の中で、生ごみの収集は実施したかということで質問がございましたが、私の在任中では、そういう実施は行っておりません。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 以前から、生ごみですね。本来は、資源として使いたいという形ですけど、今、RDFやってます。RDFでも必要だし、それから、分別収集という形になれば、非常にまた、町民の皆さんのごみの出し方、今は、燃えるごみと燃えないごみ、ビン、缶、4種類で

いいわけですけれども、細分別という形になれば、ということで、今のRDFの間、ある程度、生ごみでいいんじゃないかということで、これも資源化の1つだとRDFも。

そういうことで、担当課のほうも検討しておったんですけれども、なかなか全町的に生ごみを集めるのは、非常に難しだろうと。できれば、湊地区をモデルにという話もございましたが、1地区だけではどうだろうかという案もございまして、今は、その計画を中止しているところでございます。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 西畑議員。

○議員（4番 西畑イツミ君） わかりました。

今、説明の中で、生ごみは、別の施設をつくるようなことを言われましたが、このバイオマス産業都市構想の中では、生ごみを使うというふうになってるんですが、そののところ、どんなふうなんですか。ちょっと理解ができませんが。

○議長（田村 兼光君） 進環境課長。

○環境課長（進 信博君） 環境課の進でございます。

今、お尋ねの件についてお答えします。

バイオマスプラント、現在、大木町が実施しているプラントを行う場合には、必ず、生ごみが必要となってきます。それは、その場合で生ごみを投入するように計画してまいります。

ただ、今、好気性発酵ということで、椎田地区のし尿の収集をやっております施設については、し尿プラス浄化槽汚泥のみで稼動が可能ですので、もし、生ごみを加える場合は新たに施設を設ける必要が出てくるということでお答えしたと思います。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 西畑議員。

○議員（4番 西畑イツミ君） わかりました。

私が、ちょっと聞き間違えてたんだと思うんですが、このバイオマス産業都市構想の中では、大木町が実施しているようなことを取り組むということでしょうか。それとも、このバイオマス産業都市構想とは別なことをやるということでしょうか。

○議長（田村 兼光君） 進環境課長。

○環境課長（進 信博君） 環境課長の進でございます。

先ほどもお答えいたしました。今、検討している内容としましては、嫌気性バイオマス発酵と申しますが、そちらのほうと、好気性、今、椎田地区が実施しているものとは別のものがございます。2つの案を検討しているということでお答えいたします。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 西畑議員。

○議員（4番 西畑イツミ君） わかりました。

2つの方法があるということですが、大木町は、築上町の液肥センターを見て、すぐ、いろんなことを計画しました。農産物加工場をつくったり、ガスが発生するのを利用して使ったり、また、お湯を使ったりとか、いろんな方法を取り組みました。

築上町は、越された感がして、今、大木町はたくさんの視察の方が行っております。やはり、これは、町長のリーダーシップが大きく影響してるんじゃないかなと、私は思います。

この構想の中でしか、やれない事業でしょうが、町長のリーダーシップが大きく関わっていると思うんですけど、見ると、町長のリーダーシップが見えないんですが、いかがでしょうか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） この施設は、私が職員のときに、一応、管理をして、あと、液肥の散布まで計画した。

副町長も、施設をつくる時、一緒につくった施設でございます。そういうことで、私はリーダーシップないと思ってないし、今うちの分、たくさん研修来てます。それは、御存じないだけだろうと思いますし、きのうも、九大の先生がお見え、生徒を連れて来ていただいて、うちの分を研究素材にしたいというふうなことで、九大のサカイ先生という先生ですけど、来ていただいて、一応、自分のゼミの生徒を7、8人連れて来て、そういうことで。もう1つ、九大の農業研究所のほうからもいろんな形で、うちの町の液肥はすばらしいというふうなことで。

とにかく、大木町は我々の町を、そして、嫌気性を採用したんです。さっき、課長から説明ございましたが、いわゆる、メタン発酵する。メタンガスが。これを燃料にして湯を沸かしておるという形。うちは、好気性ですのでガスは出ません。全部、炭酸ガスが空中に出てしまうわけですけど。

そういうことで、好気性と嫌気性、どっちがいいのかという、装置自体は、好気性のほうが安上がりになります。維持管理費が少なく済みますし、装置も安くできあがるわけでございます。そういう形の中で、どっちがいいかという今、判断をしなきゃならん時期に来てますけど、いずれにしても、液肥を有効的に使っていこうと。そうすれば、農家も肥料費が助かる。町も、処理費が安くつくというようなことで、今後、有効に使って、これをまた、安くやっていこうというのが、今お願いでございます。

また、できれば、どんどん、一応、視察も、今以上にくるんじゃないかなと思っておるところでございますし、西畑議員から見たら、僕は積極性がないという考え方、もってるようでございますけど、そうじゃございません。

○議長（田村 兼光君） 西畑議員。

○議員（４番 西畑イツミ君） これ以上言うと、見解の相違と、また、町長から言われますので
言いませんが、やはり、いろんな施策にせよ、この築上町を導いていくのは町長のリーダーシッ
プだと思います。頑張ってくださいと思いますので。

○議長（田村 兼光君） 西畑議員。

○議員（４番 西畑イツミ君） 次に、４番目に、教育委員会制度改革案について、教育長の考え
をお尋ねいたします。

先ほど、小林議員がいろいろと質問されておりましたが、この改革案は、憲法に即して教育の
自主性を守るためつくられた教育委員会制度の根幹を改変し、国、市長の政治権力による教育支
配を歯どめなしに拡大しようという、極めて危険な内容となっております。大阪市の橋本市長の
やり方を見れば明らかです。市長が変わるたびに、その一存で教育現場が振り回されるという混
乱が起こり、子供たちがその最大の被害者となります。

教育長は、先ほど、町長と共同歩調を取ると言われましたが、教育長の任期を４年から３年に
短縮することについては問題ないとお考えでしょうか。

○議長（田村 兼光君） 進教育長。

○教育長（進 俊郎君） 任期は３年で十分だと思います。

先ほど申しあげましたように、大筋、今度の教育委員制度改革については納得のいく制度だと、
私は思っております。

ただし、首長の権限が、先ほど言いましたように、強くなりますので、首長が深く教委会に介
入することなく、教育委員会の独立性というのを十分尊重して任せることが大切じゃないかと思
います。

今度は、総合教育会議ですか。首長が主催する総合教育会議でも、そこでもって首長の決定が
出てきますけども、そこはあくまでも、教育行政、町の教育方針の決めるところであって、それが、
教員の人事とか、教育過程編成、そこまで入ってくることになれば介入になります。

そこらへんまでは、教育委員会のきちっとした独立性なり、継続性、安定性を求めるというこ
とは非常に大切じゃないかということで、条件付では大いに賛成ということです。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 西畑議員。

○議員（４番 西畑イツミ君） 条件付で賛成と言われましたが、国が、この教育委員会の制度を
改革すれば、条件付も何もなくなるわけです。だから、今、皆さんが反対の声を上げてるわけ
です。市長が変わるたびに、教育委員会の対応がころころかわれば、先生も困るし、一番下の生徒
が一番困るわけです。子供たちが。だから、反対の声が上がっているわけです。

今、教育長さんが言われたように、そういう問題ではないと思います。やはり、教育長として

の確固たる考えを持たれて、断固として、それは受け入れられないというようなことを表明しない限り、国の方針どおりにされていくと思いますが、教育長はそうはお考えになりませんか。

○議長（田村 兼光君） 進教育長。

○教育長（進 俊郎君） 先ほどから申し上げてますように、町の行政と教育方針で大きなずれというのは、町全体にとってマイナスになります。大阪の例でも、混乱しましたように、そういうことがないようにしていくことが大事であって。

もちろん、西畑議員のおっしゃるとおりで、首長の権限がでかくなりますと、どのような方が首長になるか、首長にどのような方を選ぶかによって、非常に、大きな教育方針がかわってきます。それはたしかですんで、そこを決めるのは有権者の方かもしれない。有権者の判断にかかってくると思います。

よって、そこらへんのところに、ある程度の、首長なり、教育長なりというのがパイプラインを必要だと、私は思ってます。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 西畑議員。

○議員（4番 西畑イツミ君） ちょっと、今の教育長の考えは大変危ないんじゃないかなと、私は思います。

この教育委員さんたちがいろんなことで活動されます。学校訪問したり、子供の対応について関わったりとかしますが、それについての財政的な支援は今されてるんですか。

○議長（田村 兼光君） 進教育長。

○教育長（進 俊郎君） 財政的な支援、少なからずあるんじゃないかと思います。財政的支援で、活動しやすいように。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 西畑議員。

○議員（4番 西畑イツミ君） 教育長さん、教育委員会のとりまとめ役じゃないんですか。それは、教育委員長がすることなんですか。

○議長（田村 兼光君） 進教育長。

○教育長（進 俊郎君） 今の教育制度ですね。5人の教育委員、つまり、常勤の教育委員は私一人で教育長で、あと4人は非常勤という形とってます。

御存じのように、その中で、教育委員のトップは教育委員長です。よって、今度の新しい制度が、来年の4月から入りますけども、任期が切れるまでは、あくまで教育委員長は教育委員長と残っていきます。今の教育委員長の任期が切れるまでは。私もそうです。

よって、任期が切れた時点で、教育委員長と教育長が兼ねて、大津のいじめ事件をきっかけに、

責任の曖昧がとられて、新しい、教育委員長というのはなくなって、教育長の一本ということで、責任が全て教育長にかかってくるという形になります。

今の時点では、財政的な面で言ったら、教育委員の会議のときは、事務局が課長ですけども、そこらへんで動きやすいような行動はとっております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 西畑議員。

○議員（4番 西畑イツミ君） 教育委員長が主に関わってるということを今、言われましたが、やはり、学校現場への影響は、教育長さんの姿勢に関わると思うんです。先ほどの町長のリーダーシップと同じように。

この頃、よくお話を聞いてると、教育長さんはすぐに町長の意見に従うように感じられます。学校の規模のことについても、はい、即答で町長のあれとか言われる。そういうことがとても危惧されるんですが、教育委員会が独立してやっていることをはっきりここで示していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（田村 兼光君） 進教育長。

○教育長（進 俊郎君） もちろん、実務の担当は私であり、執行機関の担当も私ですので、教育委員会の責任逃れをすることもないし、責任は一番あると思います。

ただし、教育委員会の考えとなれば、教育委員長中心に話し合って決めてることで、私は独断で全てやってることではないです。

○議長（田村 兼光君） 西畑議員。

○議員（4番 西畑イツミ君） 教育委員会が独自にやっているということで、教育長は関与しないということですか。何かそのように聞こえたんですが。

○議長（田村 兼光君） しかっとやらな。

○教育長（進 俊郎君） 濟いませぬ。教育長です。

ただ、全て、合併問題を含めて、私が全て独断で決定しているわけではないし、大事なところは、教育委員さんとお互いに話し合って、そこらへんでもって決めていってるということです。

実際の実務は、私の責任で、教育委員の責任だと思ってます。ただ、大事なポイントポイントは、教育委員の皆さんにお話を伺いながら決定していってるということです。責任逃れしてる気は全くありません。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 西畑議員。

○議員（4番 西畑イツミ君） 私は、教育長が責任逃れをしてるとかじゃなくて、あまりにも、町長が言ったことについて、その場で即答されるもんですから、教育委員会の独立性というのが

ないのかなというふうに感じましたので、ここでお尋ねしました。

やはり、きちっと、教育委員会の中で、ポイントポイントについて話し合った結果を、町長が言った場合、即答しているということに理解してよろしいですか。

○議長（田村 兼光君） 進教育長。

○教育長（進 俊郎君） はい、よろしいです。

○議長（田村 兼光君） 西畑議員。

○議員（4番 西畑イツミ君） ちょっと頼りないあれで、しっかりしてほしいと思います。大事な教育問題を抱えておりますので、教育長さんの姿勢次第だと思っておりますので、ぜひ、しっかりとした対応をお願いします。

教育委員会での話は、私には見えません。ここで、教育長さん、答えることしかわかりませんので、しっかりとした態度をとられてください。

これで、私の一般質問は終わります。

○議長（田村 兼光君） それでは、皆さん、本日は大変お疲れのようでございますので、これで、本日の一般質問を終わります。残りの質問については明日11日に行います。

本日はこれで散会します。御苦勞さんでした。

午後3時56分散会
